

労働者派遣の現状について (全般)

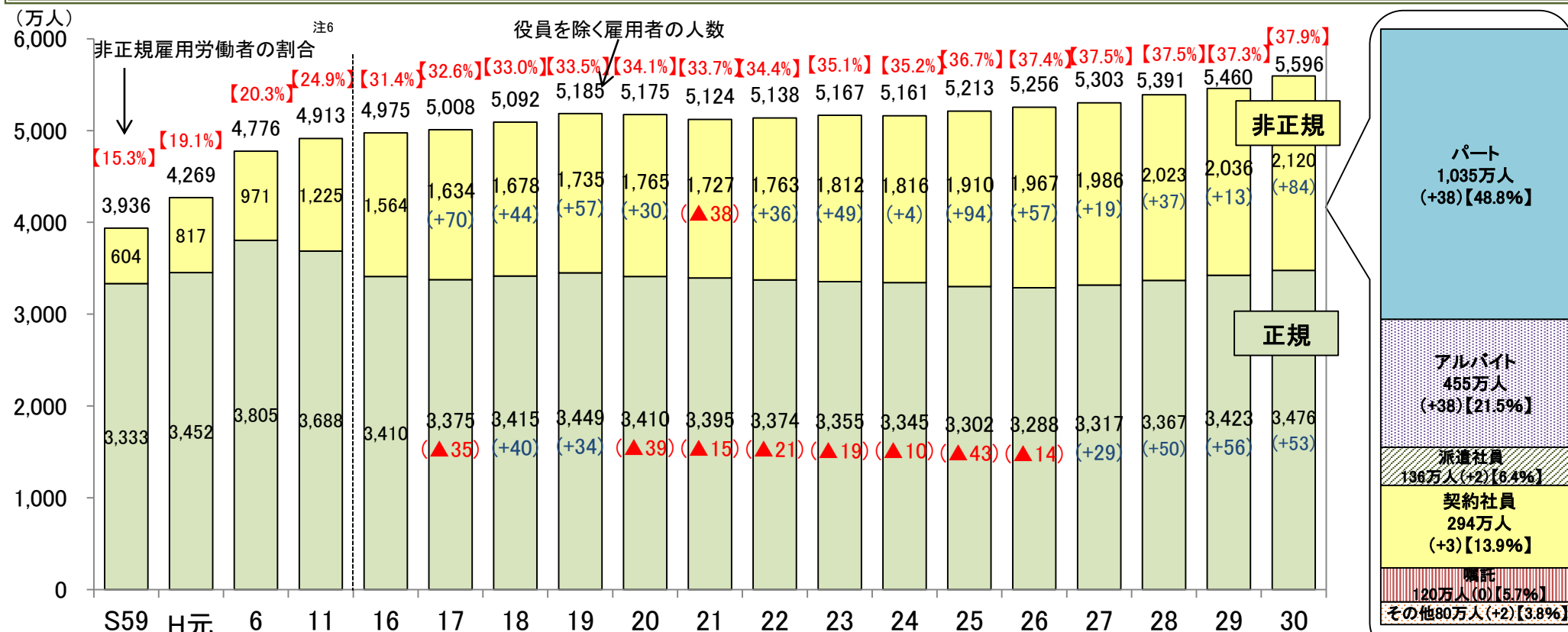
正規雇用と非正規雇用労働者の推移

○ 非正規雇用は、平成6年から以降現在まで緩やかに増加（役員を除く雇用者全体の37.9%・平成30年平均）。

なお、直近（平成31年1月現在）では、2,154万人（38.3%）※。

○ 正規雇用は、平成26年までの間に緩やかに減少していたが、平成27年に8年ぶりにプラスに転じ、4年連続で増加。

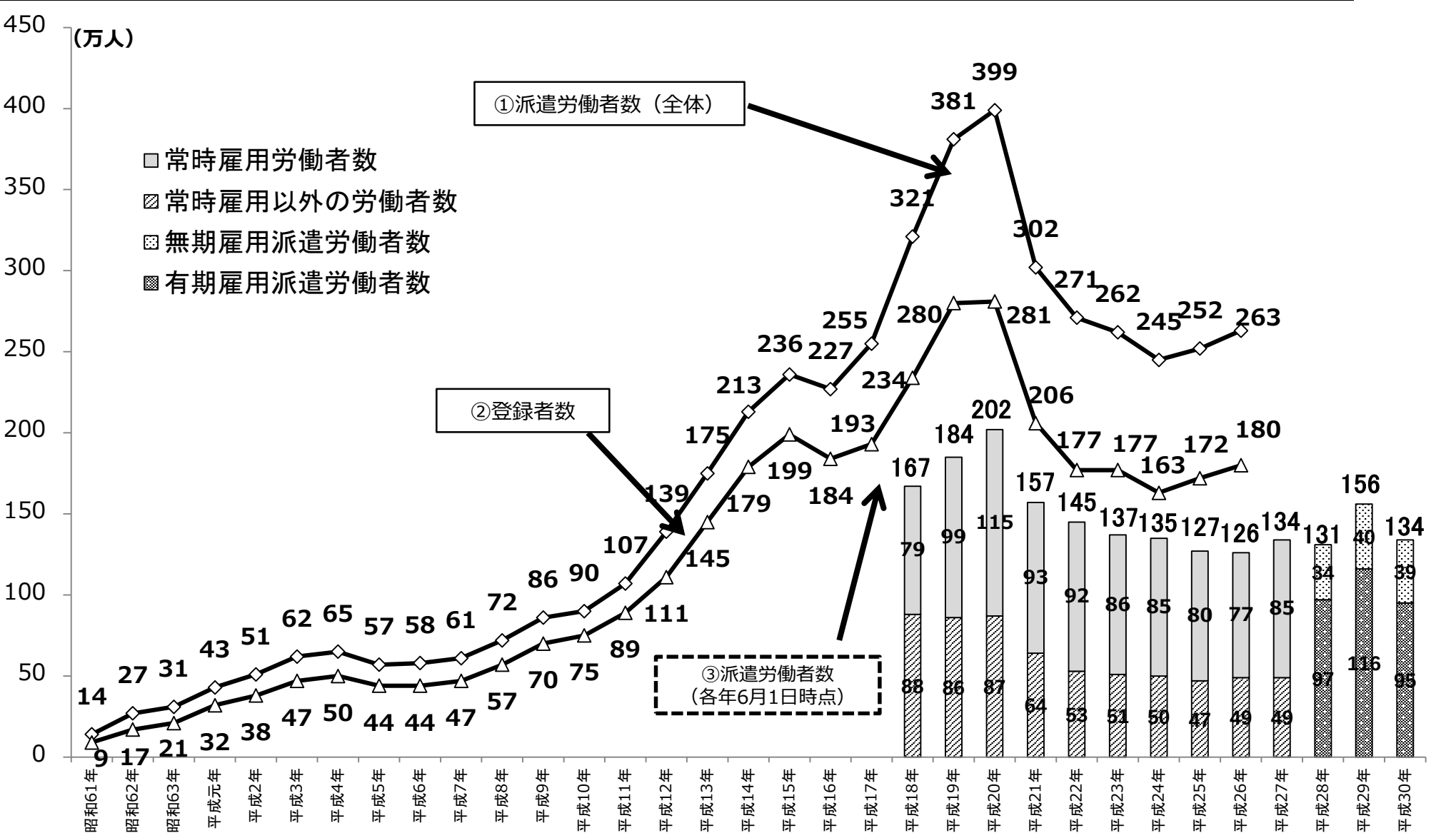
※総務省「労働力調査（基本集計）」（平成31年1月分）。なお、月単位の公表は平成25年1月から開始。



（資料出所）平成11年までは総務省「労働力調査（特別調査）」（2月調査）長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）長期時系列表10

- （注）1）平成17年から平成21年までの数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。
 2）平成22年から平成28年までの数値は、平成27年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）の切替による遡及集計した数値（割合は除く）。
 3）平成23年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値（平成27年国勢調査基準）。
 4）雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
 5）正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。
 6）非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
 7）割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

○ 派遣労働者数の推移



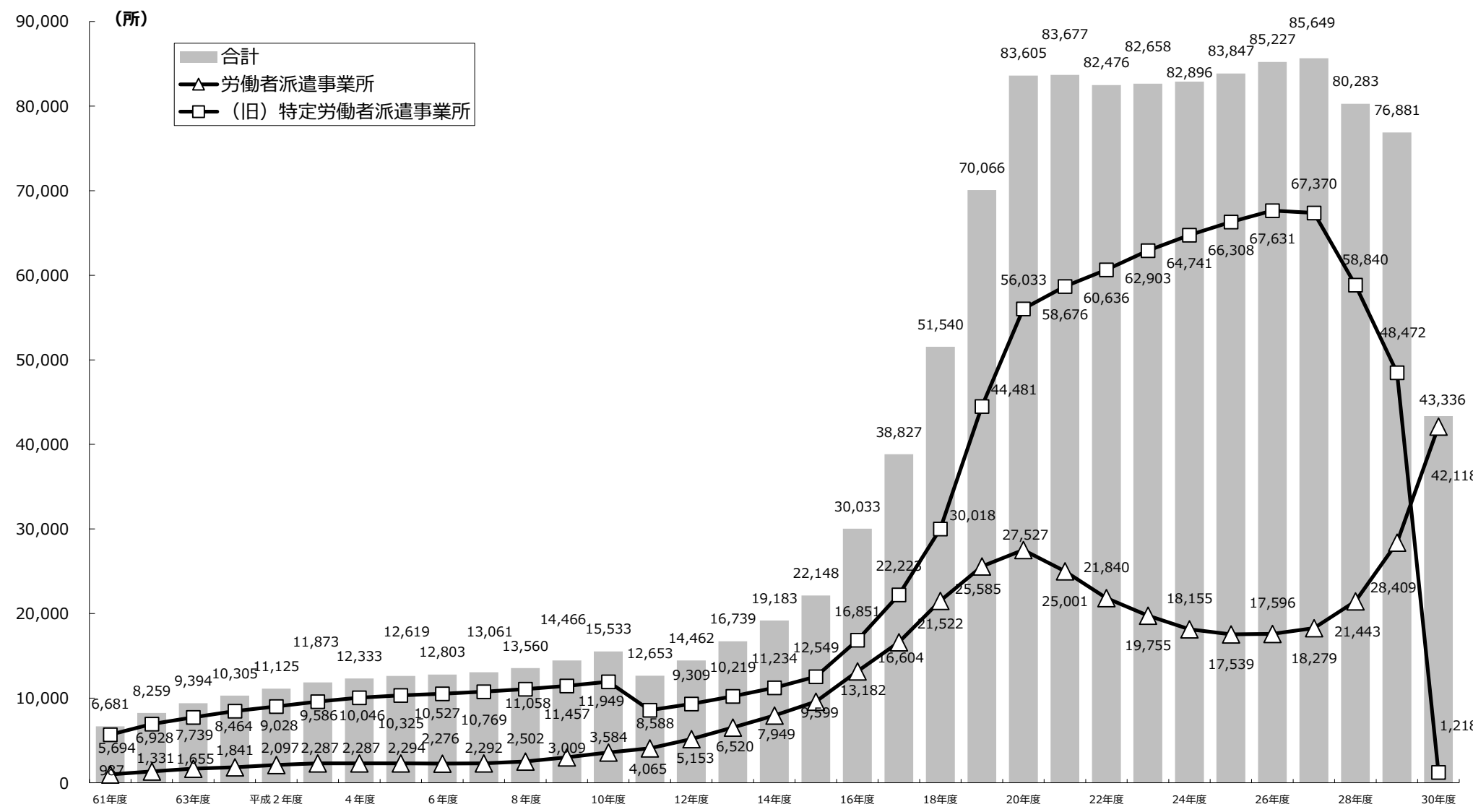
注1) ①派遣労働者数（全体）は、一般労働者派遣事業の「常時雇用労働者」「登録者」および特定労働者派遣事業の「常時雇用労働者」の合計。

注2) ②登録者数は、派遣元事業主に登録し、過去1年以内に派遣されたことがある人の合計。

注3) ①派遣労働者数（全体）および②登録者数は各事業年度における1日当たりの平均人数により算出。

注4) ①派遣労働者数（全体）および②登録者数は平成27年度以降改正法施行に伴う集計方法の変更に伴う対応した数値が存在しない。

○ 派遣元事業所数の推移



※ 資料出所：厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ

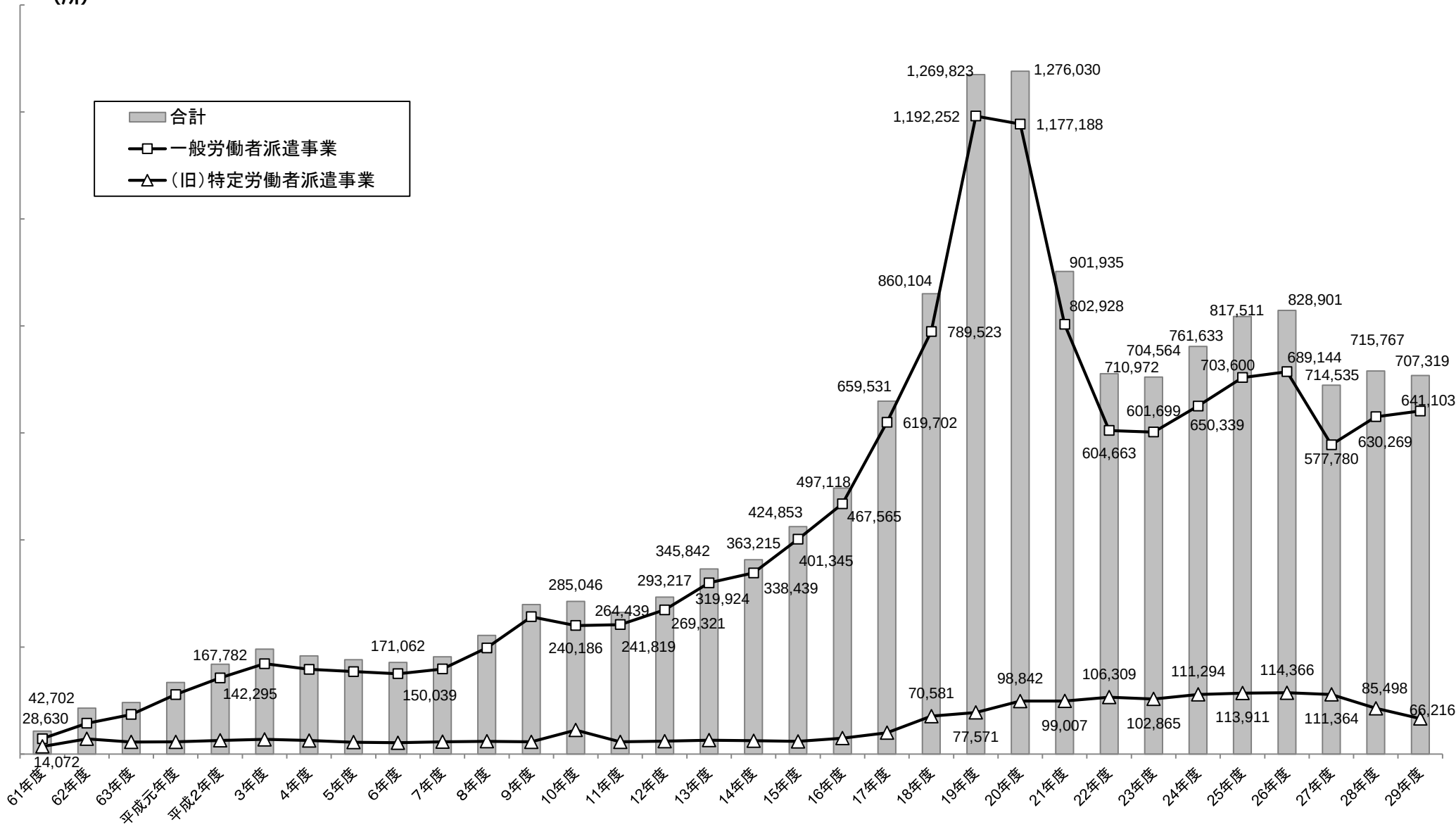
※ 平成10年度までは新規許可・届出受理事業所の累計（延べ数）平成11年度からは廃止及び不更新事業所を除いた実数

※ 平成27年労働者派遣法改正法により、全ての労働者派遣事業が許可制に一本化されたため（平成30年9月29日まで、及び同日までに許可申請を行った者についての経過措置あり）、平成30年11月末時点の旧特定労働者派遣事業所数については、経過措置により許可申請中の事業所数となる。

3

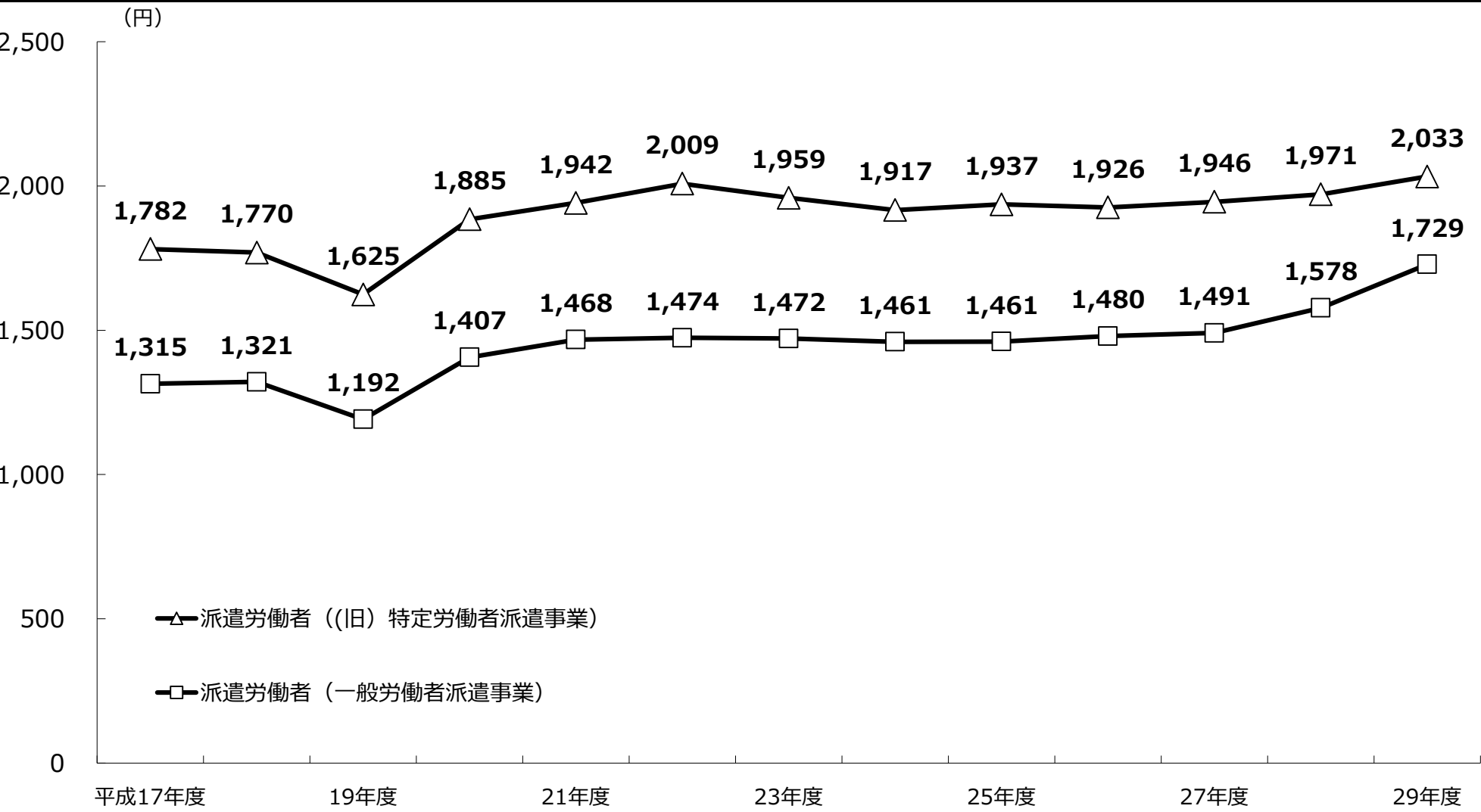
○ 派遣先事業所数の推移

(所)



資料出所：労働者派遣事業報告（年度報告）

○ 賃金（時間給）の推移（一般・特定別）

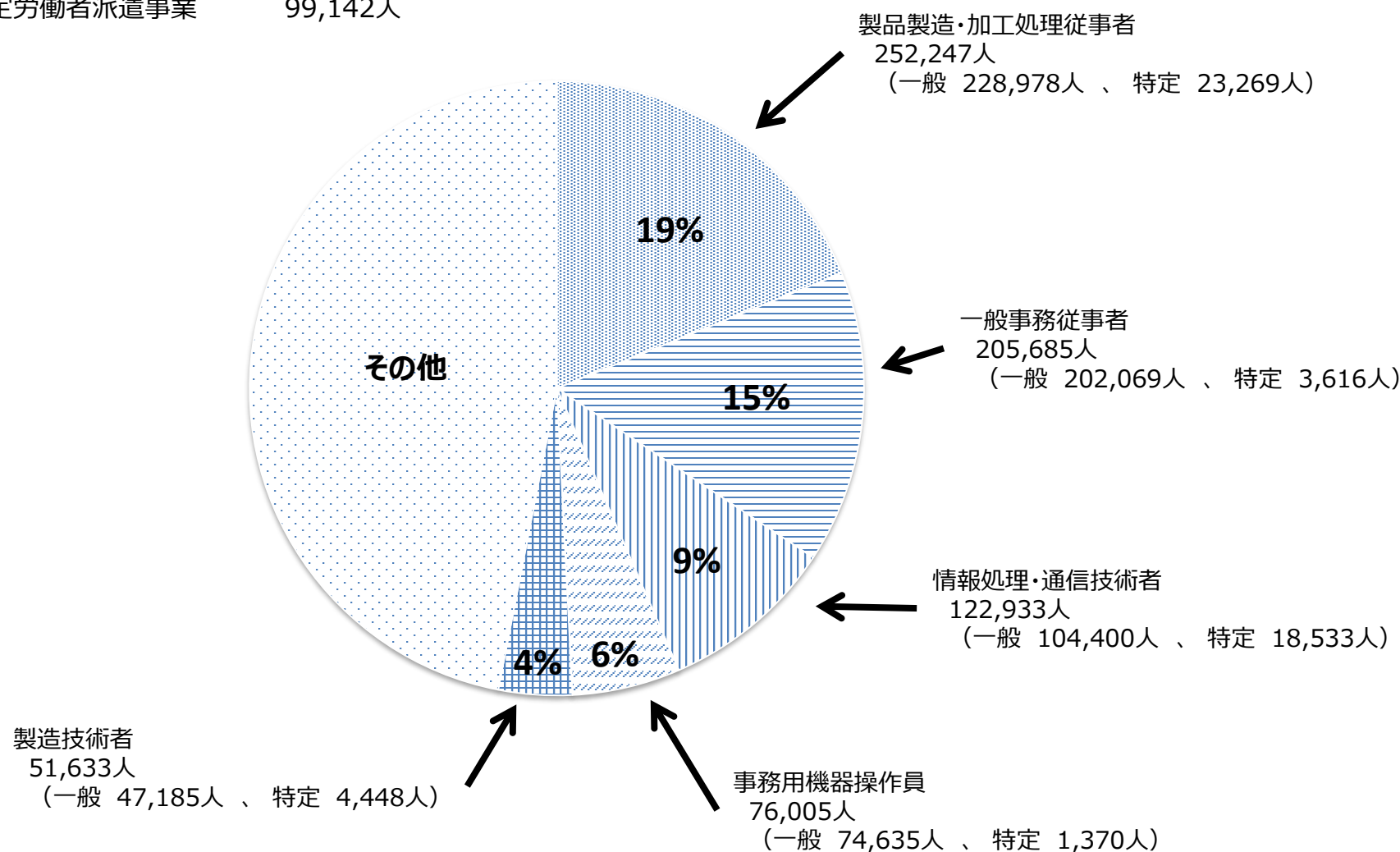


資料出所：厚生労働省「労働者派遣事業報告（年度報告）」

※ 「派遣賃金」は、労働者派遣の対価として派遣元事業主から派遣労働者へ支払われるものについて、1 時間換算したもの。
※ 平成27年度については改正法施行前後の集計結果の平均を採用（参考値）

○派遣労働者数の多い派遣先の業務 <平成30年6月1日時点>

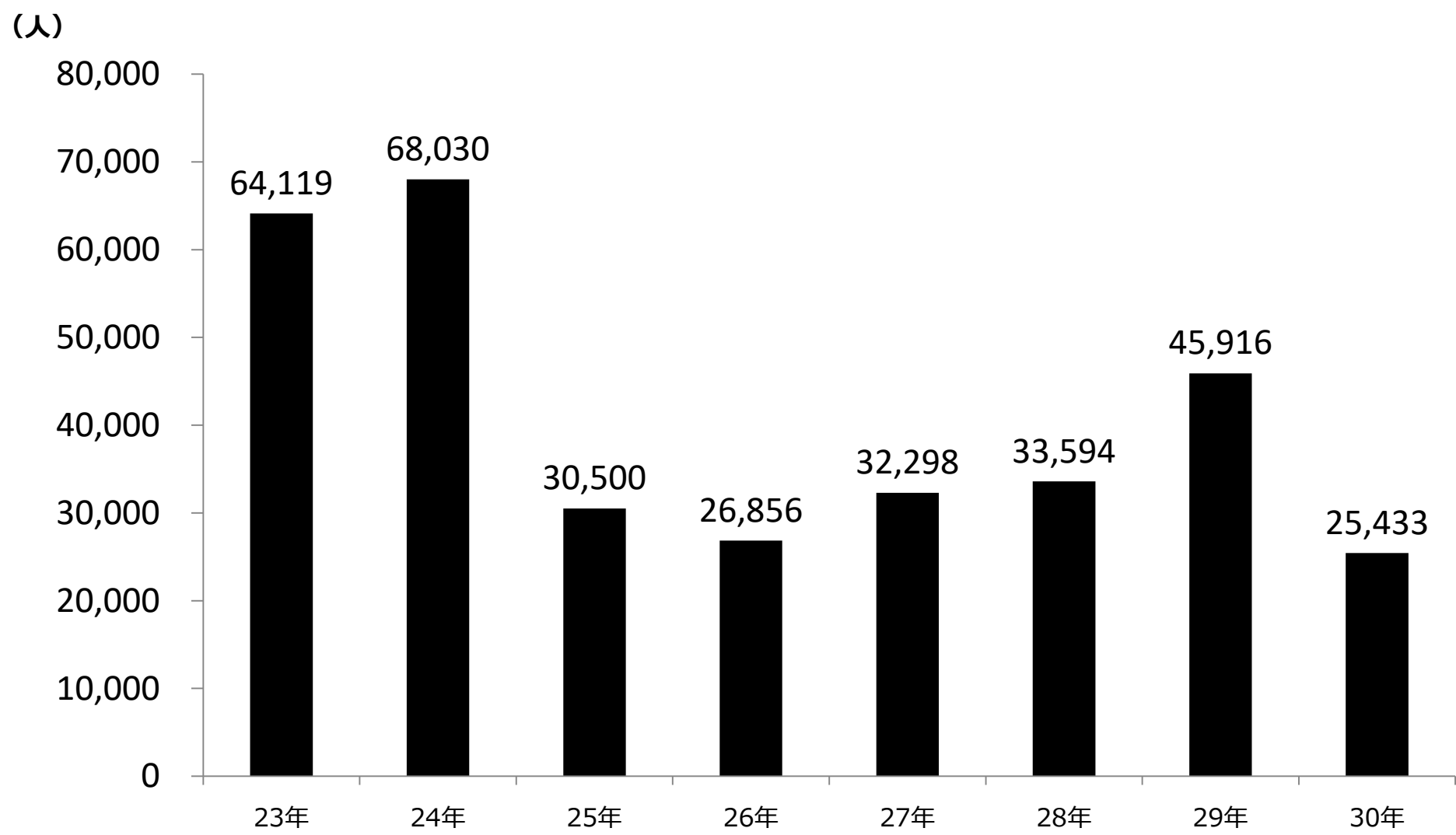
平成30年 派遣労働者数 1,335,358人
労働者派遣事業 1,236,216人
(旧) 特定労働者派遣事業 99,142人



資料出所：労働者派遣事業報告（6月1日現在の状況）

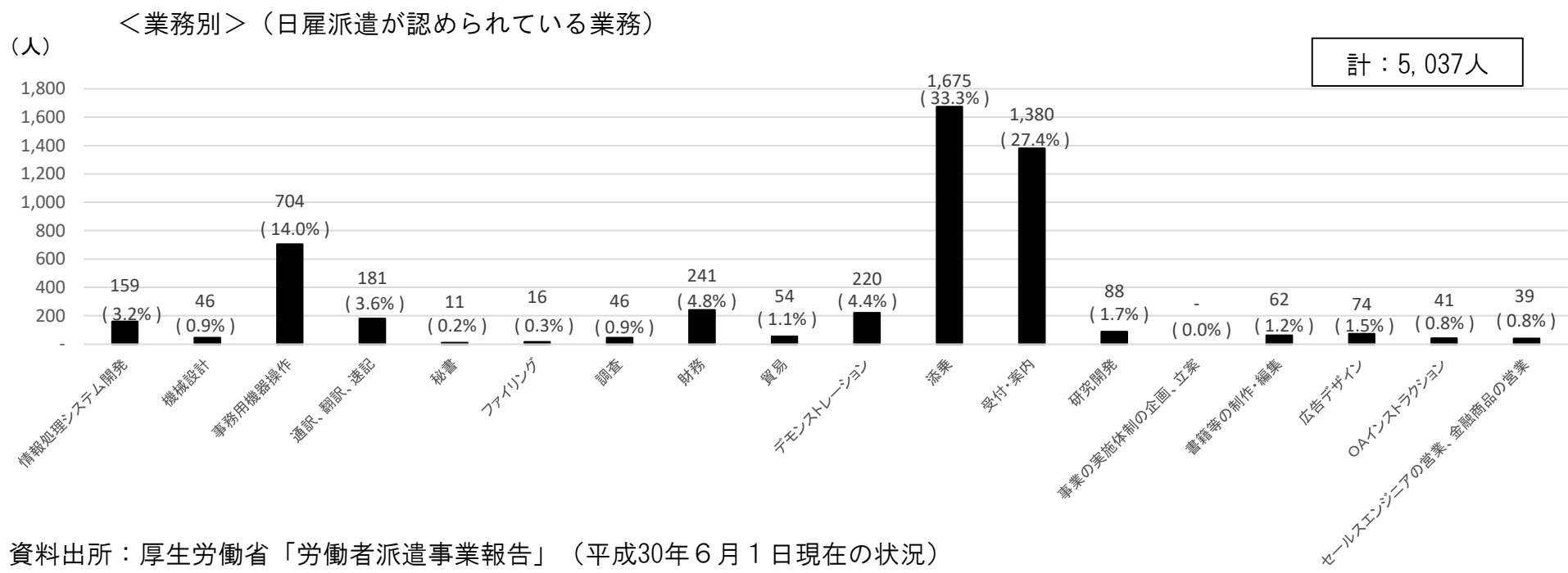
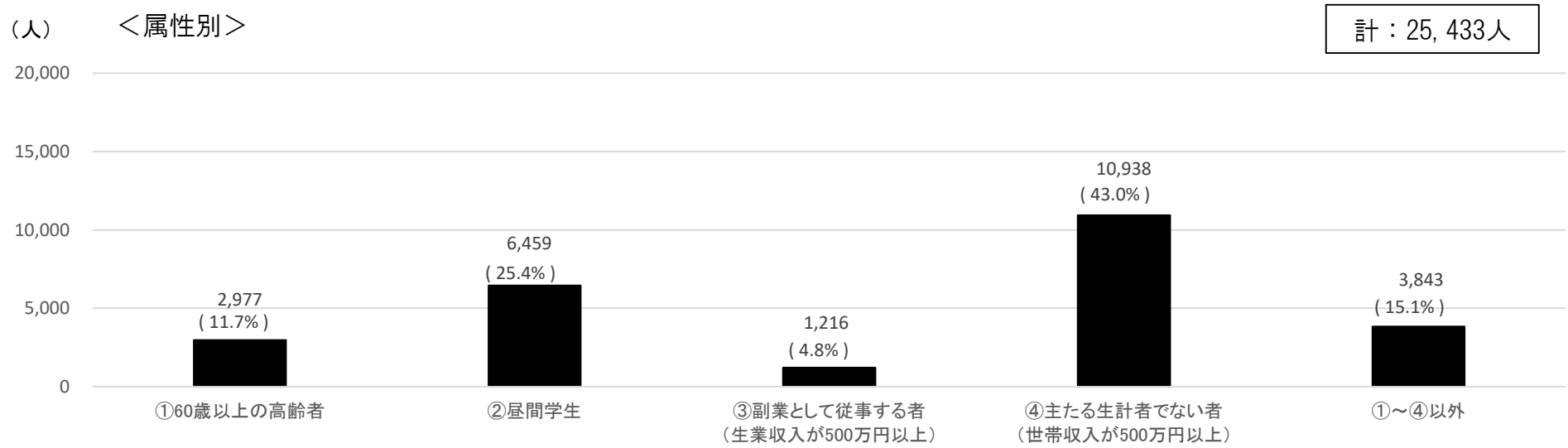
労働者派遣の現状について (日雇派遣)

○ 日雇派遣労働者数の推移について



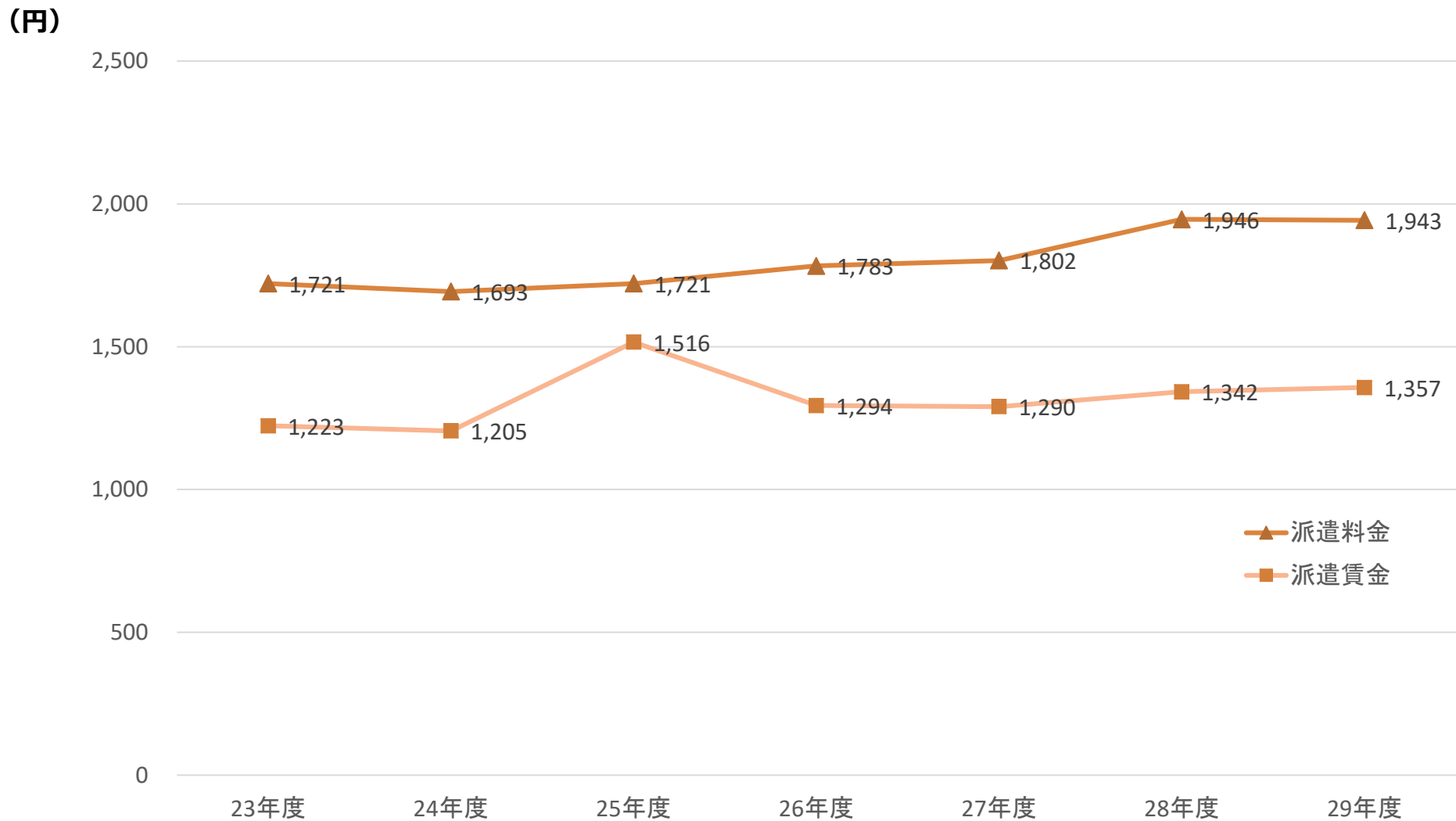
資料出所：厚生労働省「労働者派遣事業報告（6月1日現在の状況）」

○ 日雇派遣労働者の内訳 <平成30年6月1日時点>



資料出所：厚生労働省「労働者派遣事業報告」（平成30年6月1日現在の状況）

○ 日雇派遣労働者の派遣料金・賃金の推移について

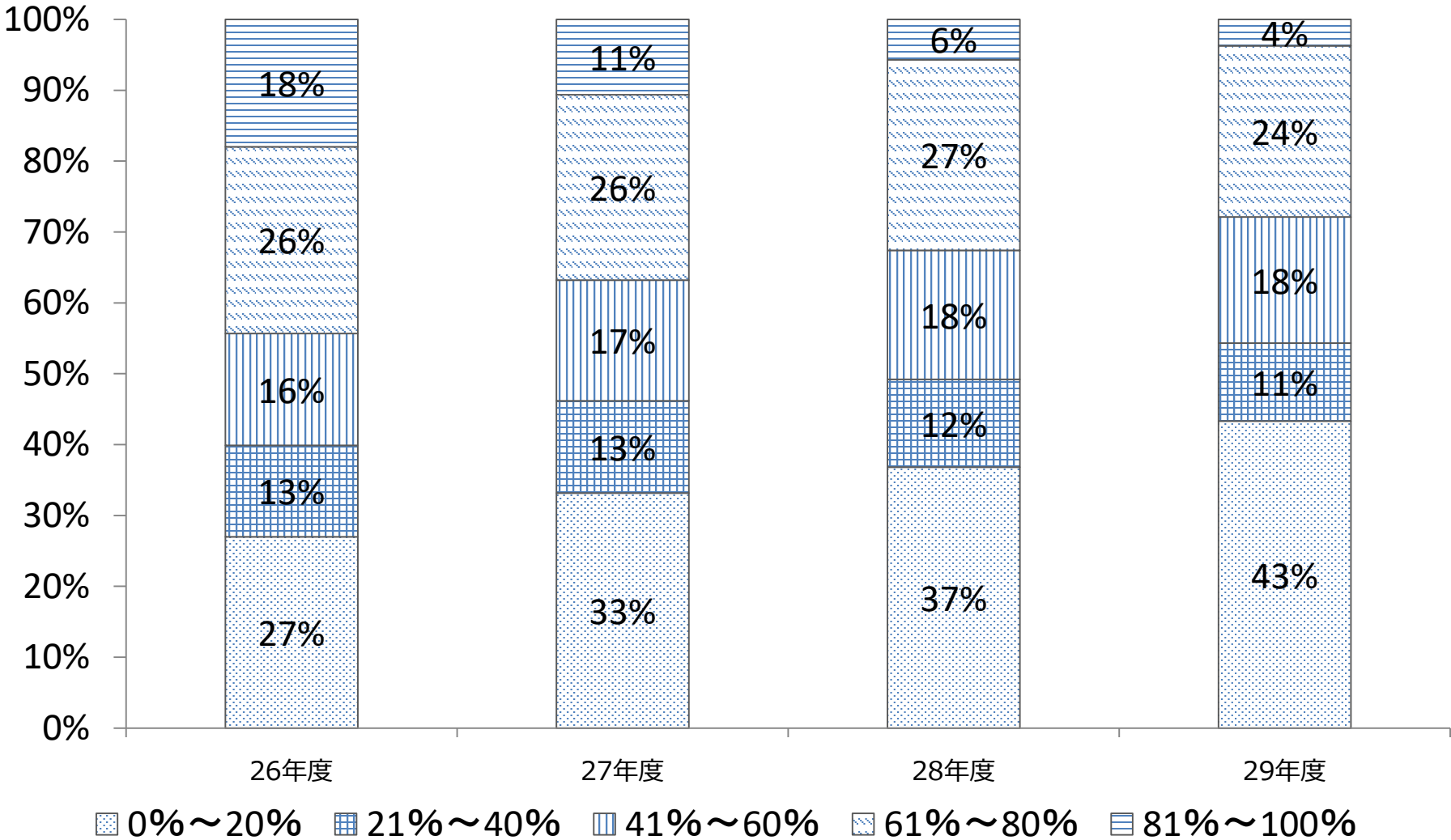


資料出所：厚生労働省「労働者派遣事業報告（年度報告）」

※ 「派遣料金」は、労働者派遣の対価として派遣先から派遣元事業主へ支払われるものについて、1時間換算したもの。
※ 「派遣賃金」は、労働者派遣の対価として派遣元事業主から日雇派遣労働者へ支払われるものについて、1時間換算したもの。
※ 平成27年度については改正法施行前後の集計結果の平均を採用（参考値）

労働者派遣の現状について (グループ企業内派遣の8割規制)

○ 関係派遣先への派遣割合の実績について

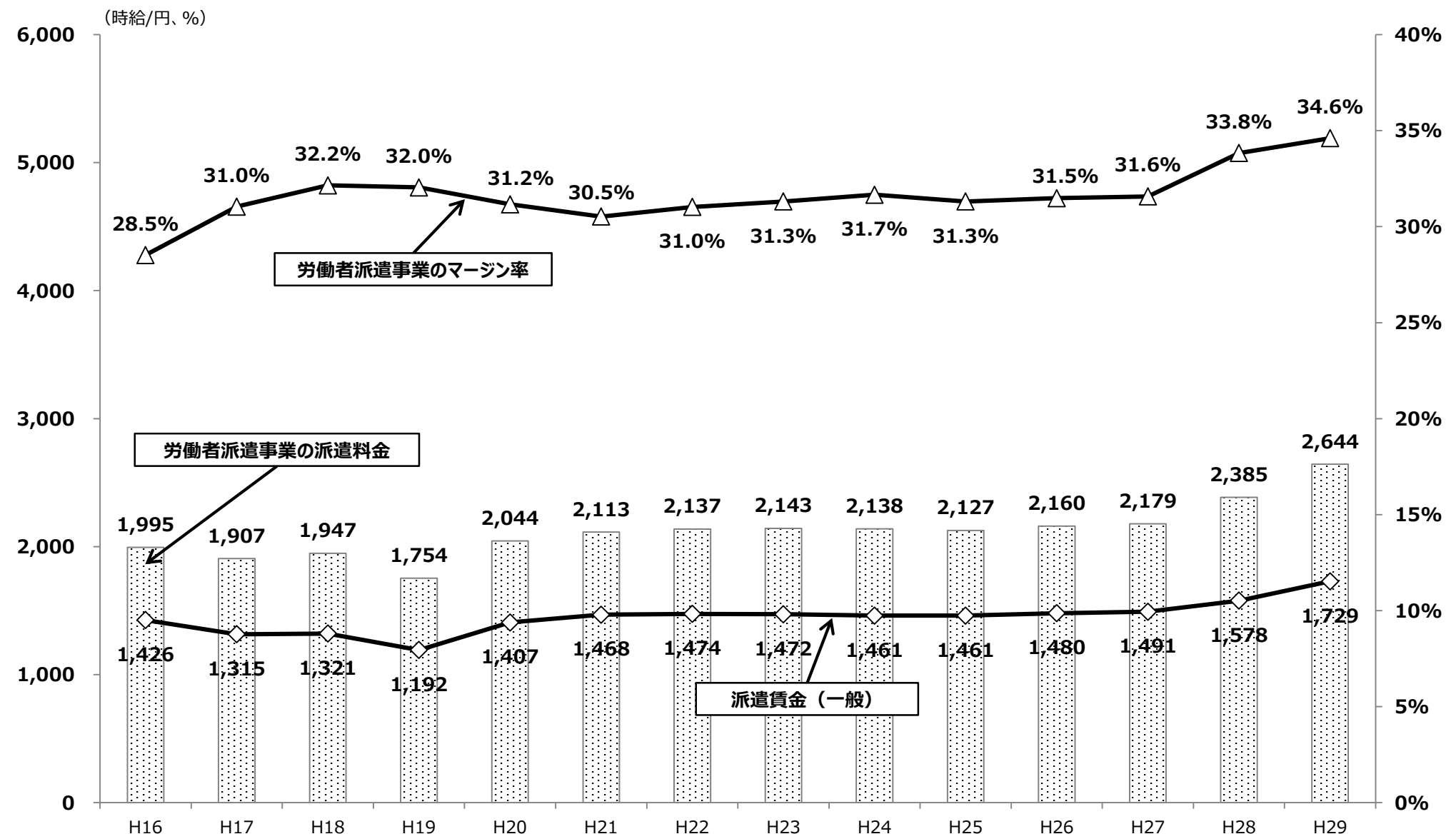


資料出所：厚生労働省「関係派遣先派遣割合報告書」

※労働者派遣の実績があった派遣元事業主で、関係派遣先への労働者派遣の実績があった報告に基づき集計

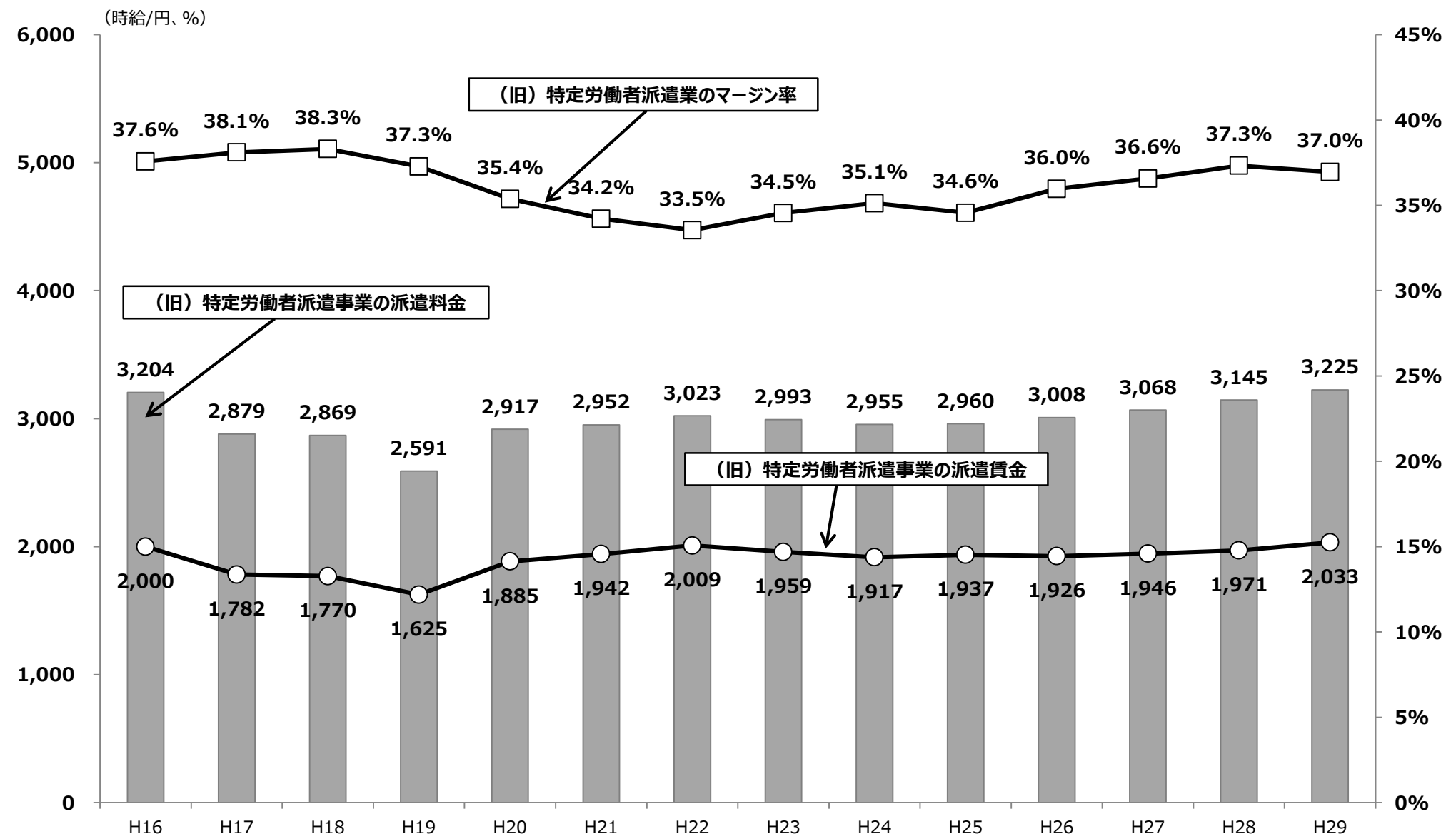
労働者派遣の現状について (いわゆるマージン率等の情報提供)

○ マージン率の推移（一般労働者派遣事業者）



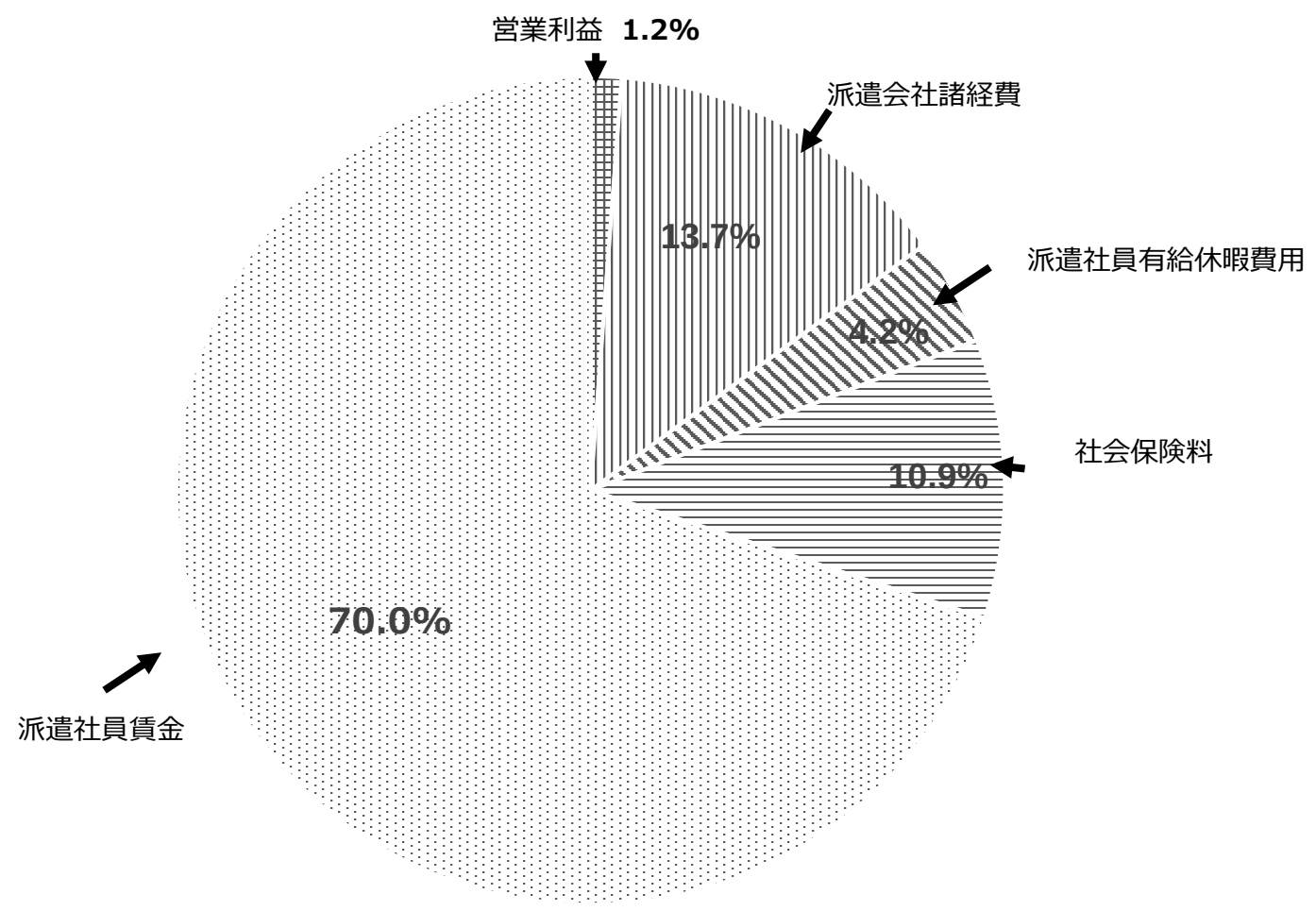
※「一般」とは、平成27年9月30日以降、労働者派遣事業者を指す。
※「派遣料金」は、労働者派遣の対価として派遣先から派遣元事業主へ支払われるものについて、1時間換算したもの。
※「派遣賃金」は、労働者派遣の対価として派遣元事業主から派遣労働者へ支払われるものについて、1時間換算したもの。

○ マージン率の推移（（旧）特定労働者派遣事業者）



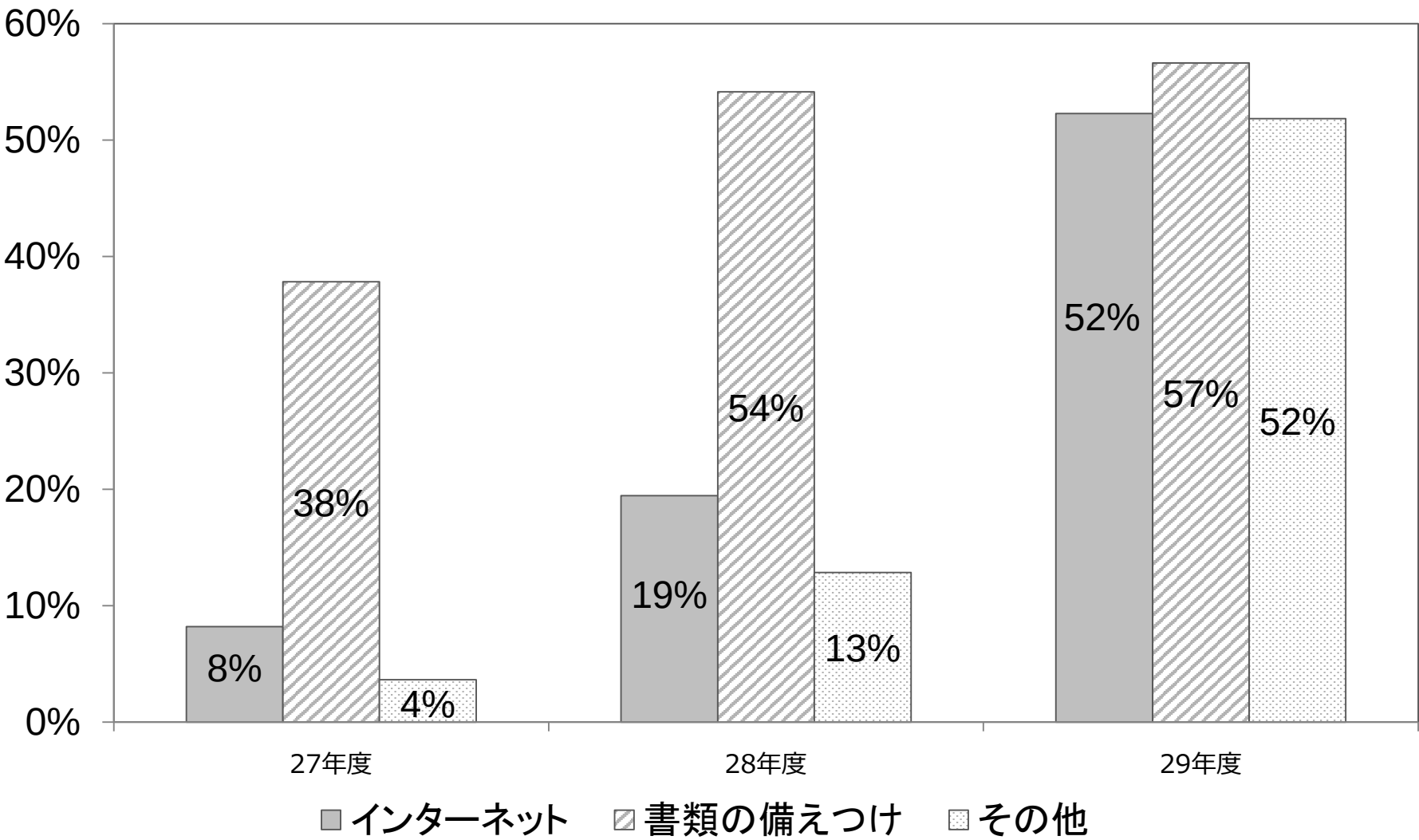
※「派遣料金」は、労働者派遣の対価として派遣先から派遣元事業主へ支払われるものについて、1時間換算したもの。
※「派遣賃金」は、労働者派遣の対価として派遣元事業主から派遣労働者へ支払われるものについて、1時間換算したもの。

○ 派遣料金の内訳（登録型派遣） <令和元年5月末時点>



※ 2019年5月末現在、賃金に対する事業主負担割合は、労災保険0.3%、雇用保険0.6%、健康保険5.0%、介護保険約0.8%（40歳以上の割合約63%）、厚生年金保険約9.2%。派遣社員賃金が70%のため、派遣料金全体に占める割合にすると合計約10.9%となります。

○ マージン率の情報提供の方法について



資料出所：厚生労働省「労働者派遣事業報告書（年度報告）」

※ 平成27年度途中より集計方法が変更されているため、単純に平成28年度と比較を行うことはできない

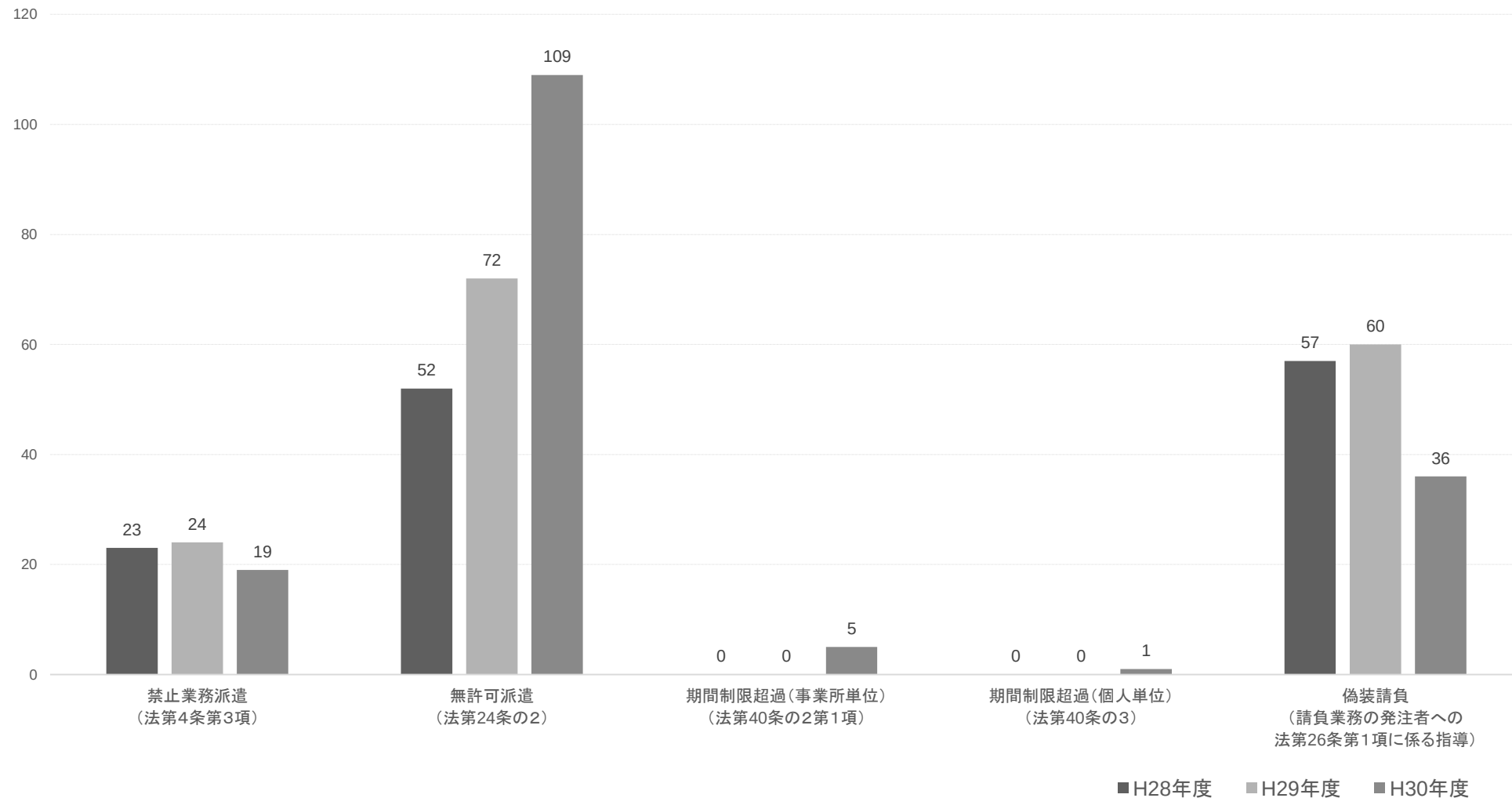
※ 当該項目の調査においては、複数回答を可能としている

労働者派遣の現状について (労働契約申込みみなし・特定目的行為)

○ 指導状況（労働契約申込みみなしの対象条項）

○みなしの対象となる条項別指導件数（過去3年間）

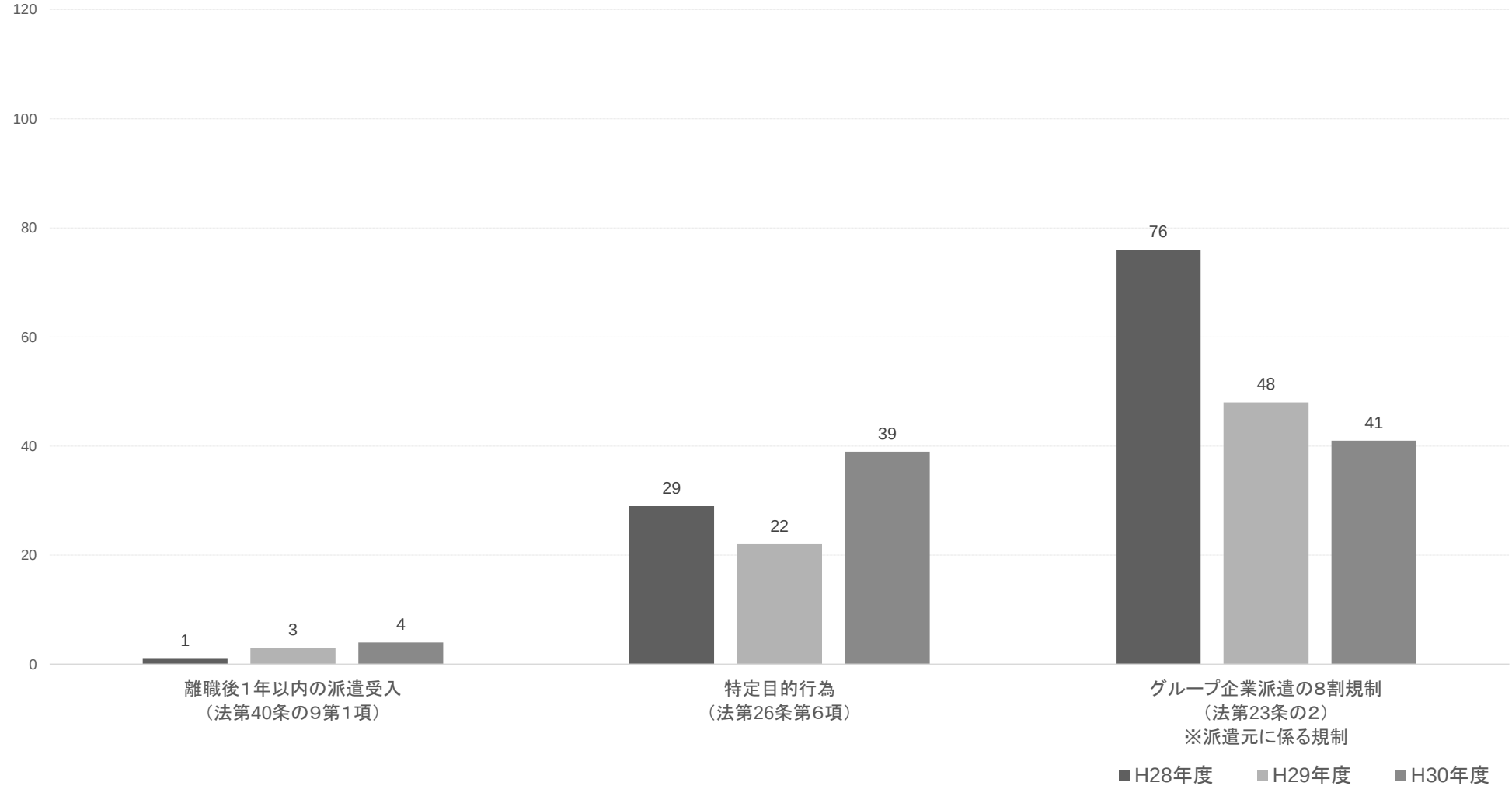
(件)



○ 指導状況（労働契約申込みみなしの対象拡大の検討対象条項）

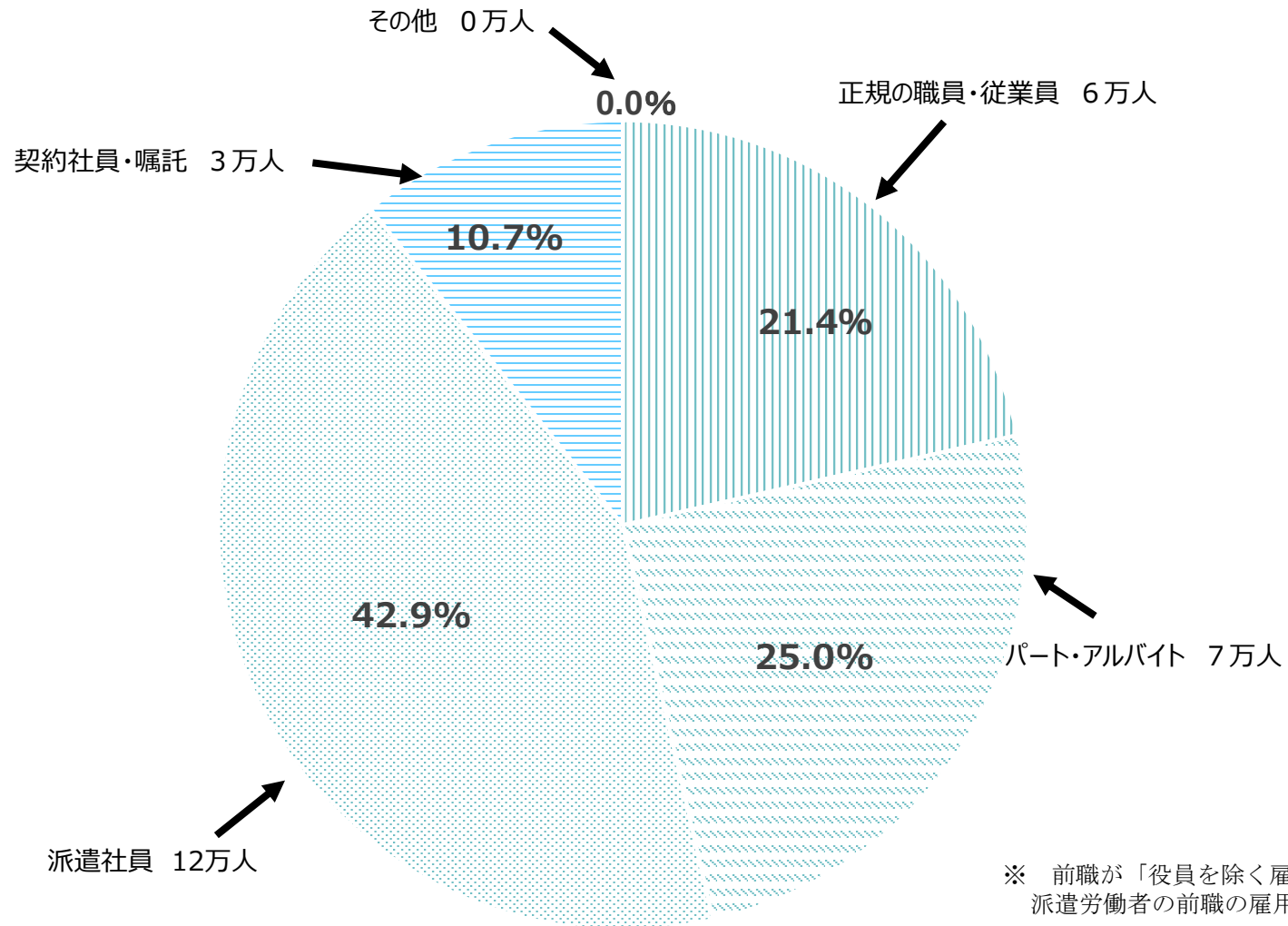
○対象拡大の検討を要する条項別指導件数（過去3年間）

（件）



労働者派遣の現状について (離職後 1 年以内の労働者派遣の禁止)

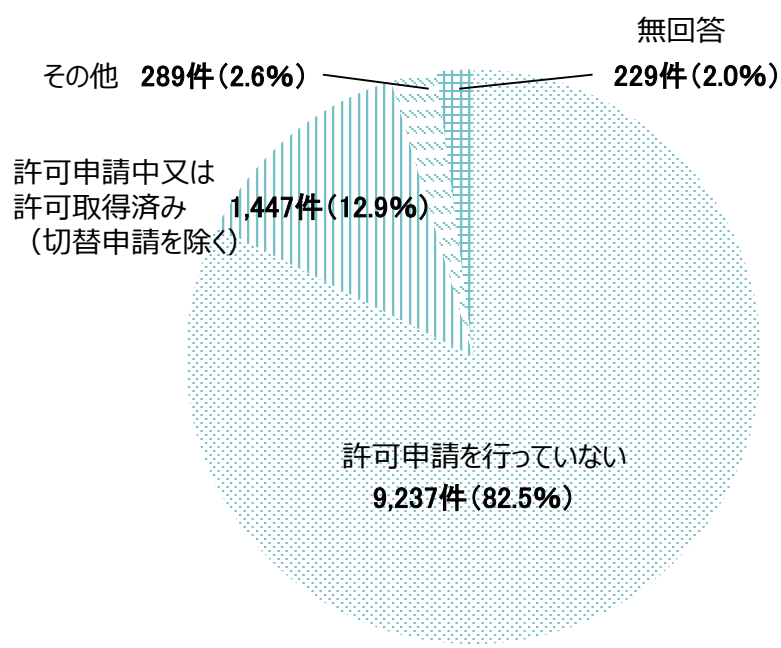
○ 派遣労働者の前職（１年以内）の雇用形態 ＜平成30年平均＞



労働者派遣の現状について (許可制)

○ 労働者派遣事業の実態（許可への一本化）＜平成30年12月末時点＞

＜（旧）特定労働者派遣事業を行っていた事業所で、切替申請も廃止届も提出のなされていない事業所（平成30年11月末時点）に対する調査＞



※調査表発送数：25,905件
調査表回収数：11,202件
調査表回収率：43.2%

【労働者派遣事業を行っていない理由】

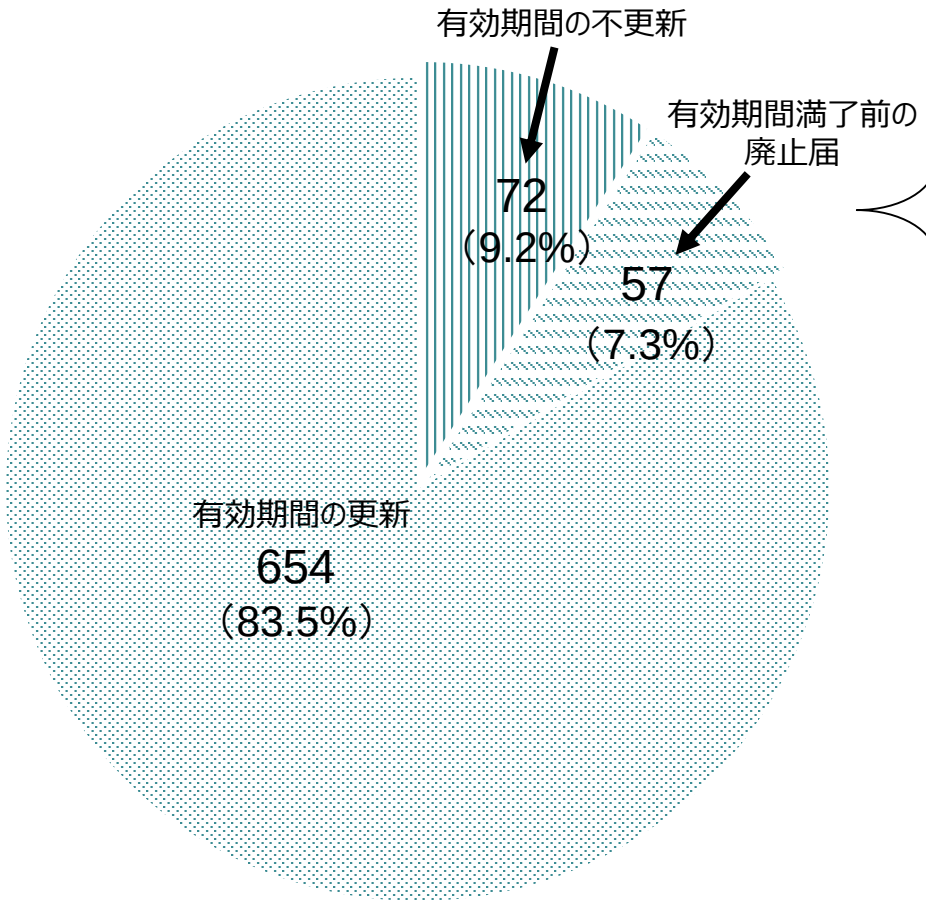
a	個人から法人へ変更	24件	（ 0.3%）
b	別会社を設立	173件	（ 1.9%）
c	業績不振	484件	（ 5.2%）
d	実績がなく、今後行う見込みがない	4,826件	（52.2%）
e	倒産・解散	158件	（ 1.7%）
f	吸収合併	48件	（ 0.5%）
g	営業譲渡	80件	（ 0.9%）
h	請負へ転換	2,035件	（22.0%）
i	同一法人の他の許可事業所と統合	75件	（ 0.8%）
j	基準資産額が満たない	1,961件	（21.2%）
k	欠格事由に該当	76件	（ 0.8%）
l	その他	714件	（ 7.7%）

※複数回答可としていることから100%を超過している

※ 平成30年11月末時点において、（旧）特定労働者派遣事業を行っていた事業所で、切替申請も廃止届も提出のなされていない事業所に対して、平成30年12月末時点において調査を実施

労働者派遣の現状について (初回許可の有効期間)

○ 初回更新の状況について <平成31年1月～令和元年5月更新分>



廃止及び不更新理由	許可有効期間の更新を行わなかった事業所数	有効期間満了までに廃止届を受理した事業所数
①個人から法人へ変更したため		1
②別会社を設立したため		
③業績不振のため	4	3
④労働者派遣事業の実績がなく、今後行う見込みがないため	17	22
⑤吸収・合併されたため	3	15
⑥倒産・解散のため		4
⑦請負で行うため労働者派遣事業を行わなくなったため	9	1
⑧同一法人の他の許可事業所と統合したため		2
⑨基準資産額を満たさなくなったため	24	1
⑩営業譲渡・事業譲渡のため		
⑪派遣元事業主が欠格事由に該当したため		
⑫許可を取り消されたため		4
⑬その他	15	4

※ 平成31年1月～令和元年5月更新における実績

資料出所：職業安定局需給調整事業課調べ

労働者派遣の現状について (雇用安定措置)

○ 雇用安定措置の実績（平成29年度）

（単位：人、％）

	対象派遣労働者数	講じた措置					
		第1号措置		第2号措置	第3号措置	第4号措置	
			うち、派遣先で雇用された者				うち、紹介予定派遣
人数	1,250,417人	72,241人	21,137人	482,756人	9,524人	55,051人	6,757人
うち、3年見込み	52,946人	7,178人	2,946人	10,302人	3,356人	8,175人	227人
割合		5.8%	(29.3%)	38.6%	0.8%	4.4%	(12.3%)
うち、3年見込み		13.6%	(41.0%)	19.5%	6.3%	15.4%	(2.8%)

※ 「うち、派遣先で雇用された者」の()内は、第1号措置を講じた人数に対するうち派遣先で雇用された人数の割合。

※ 「うち、紹介予定派遣」の()内は、第4号措置を講じた人数に対する紹介予定派遣を実施した人数の割合。

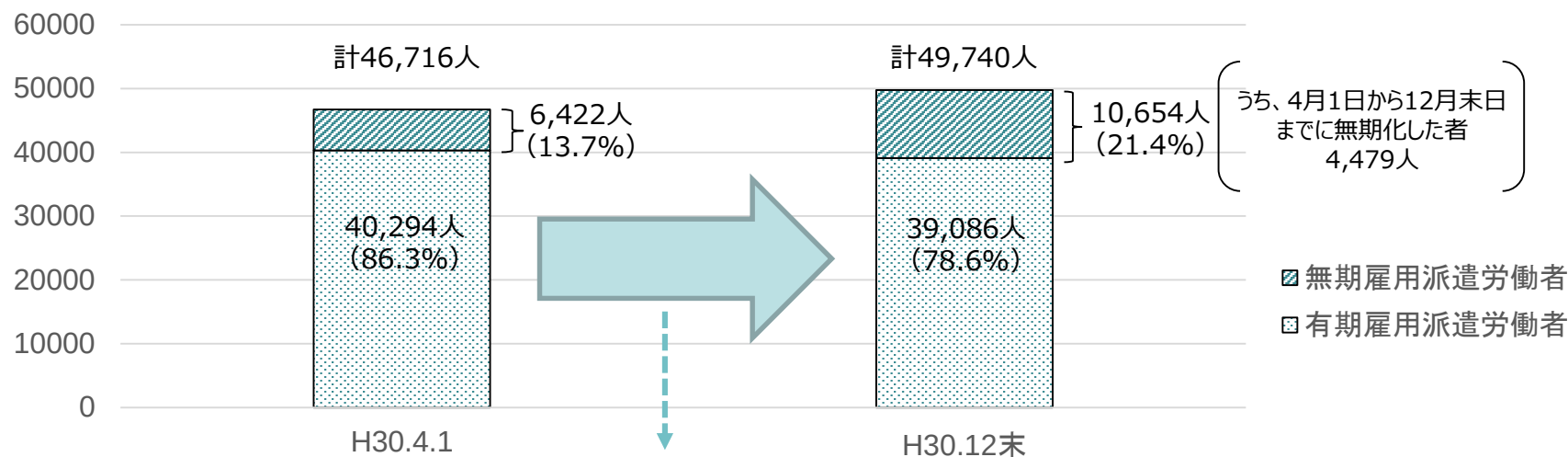
出典：厚生労働省「労働者派遣事業報告」（平成29年度）

※ 具体的な措置の内容は以下のとおり。

- ・ 第1号措置：派遣先への直接雇用の依頼
- ・ 第2号措置：新たな派遣先の提供（合理的なものに限る。同一派遣元での無期雇用派遣への移行を含む。）
- ・ 第3号措置：派遣元での派遣労働者以外の労働者としての無期雇用
- ・ 第4号措置：紹介予定派遣の対象とすること、有給の教育訓練を行うこと等

○ 平成30年4月1日～12月末日までの派遣労働者の動向

＜調査対象事業所における平成30年4月1日及び同年12月末日時点の派遣労働者数＞



＜平成30年4月1日～12月末日の間に離職した派遣労働者数＞

	計	労働契約の中途解除		契約不更新
		会社都合	自己都合	
無期雇用派遣労働者	918人	29人 (3.2%)	889人 (96.8%)	—
有期雇用派遣労働者	25,312人	113人 (0.4%)	13,238人 (52.3%)	11,961人 (47.3%)
①同一の組織単位への就業継続見込みが3年	2,351人	11人 (0.5%)	908人 (38.6%)	1,432人 (60.9%)
②あと1回の更新で①に到達する見込み	716人	2人 (0.3%)	224人 (31.3%)	490人 (68.4%)
③その他	22,245人	100人 (0.4%)	12,106人 (54.4%)	10,039人 (45.1%)

○ 雇用安定措置の実施状況 <平成30年12月末日まで>

雇用安定措置義務対象者（※）（n=4,187人）への雇用安定措置の実施状況

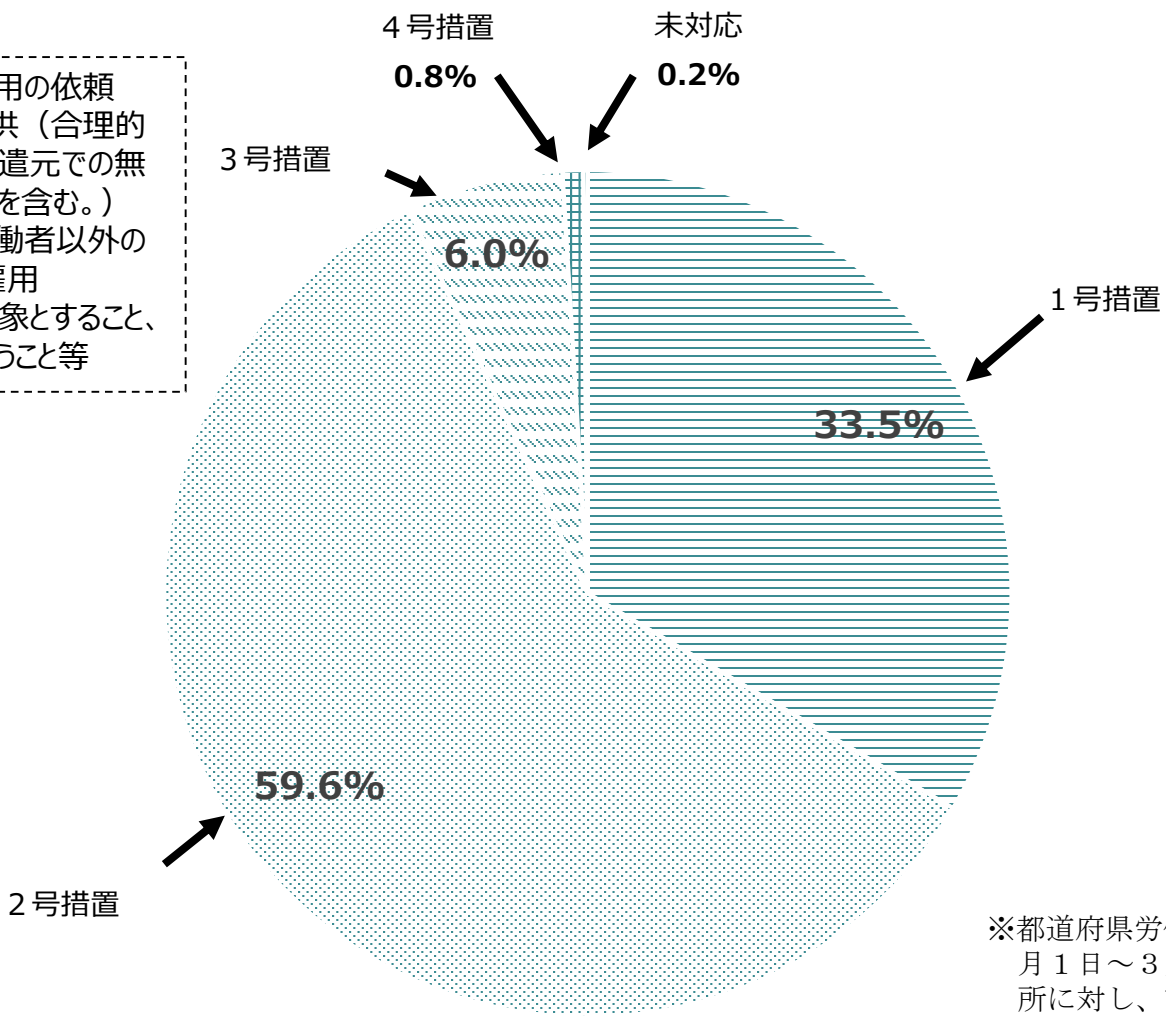
（※）調査対象事業所（324事業所）において、平成30年12月末日までの間に同一の組織単位への継続派遣就業が3年に到達した有期雇用派遣労働者であって、引き続き就業することを希望したもの

- 1号措置：派遣先への直接雇用の依頼

2号措置：新たな派遣先の提供（合理的なものに限る。同一派遣元での無期雇用派遣への移行を含む。）

3号措置：派遣元での派遣労働者以外の労働者としての無期雇用

4号措置：紹介予定派遣の対象とすること、有給の教育訓練を行うこと等

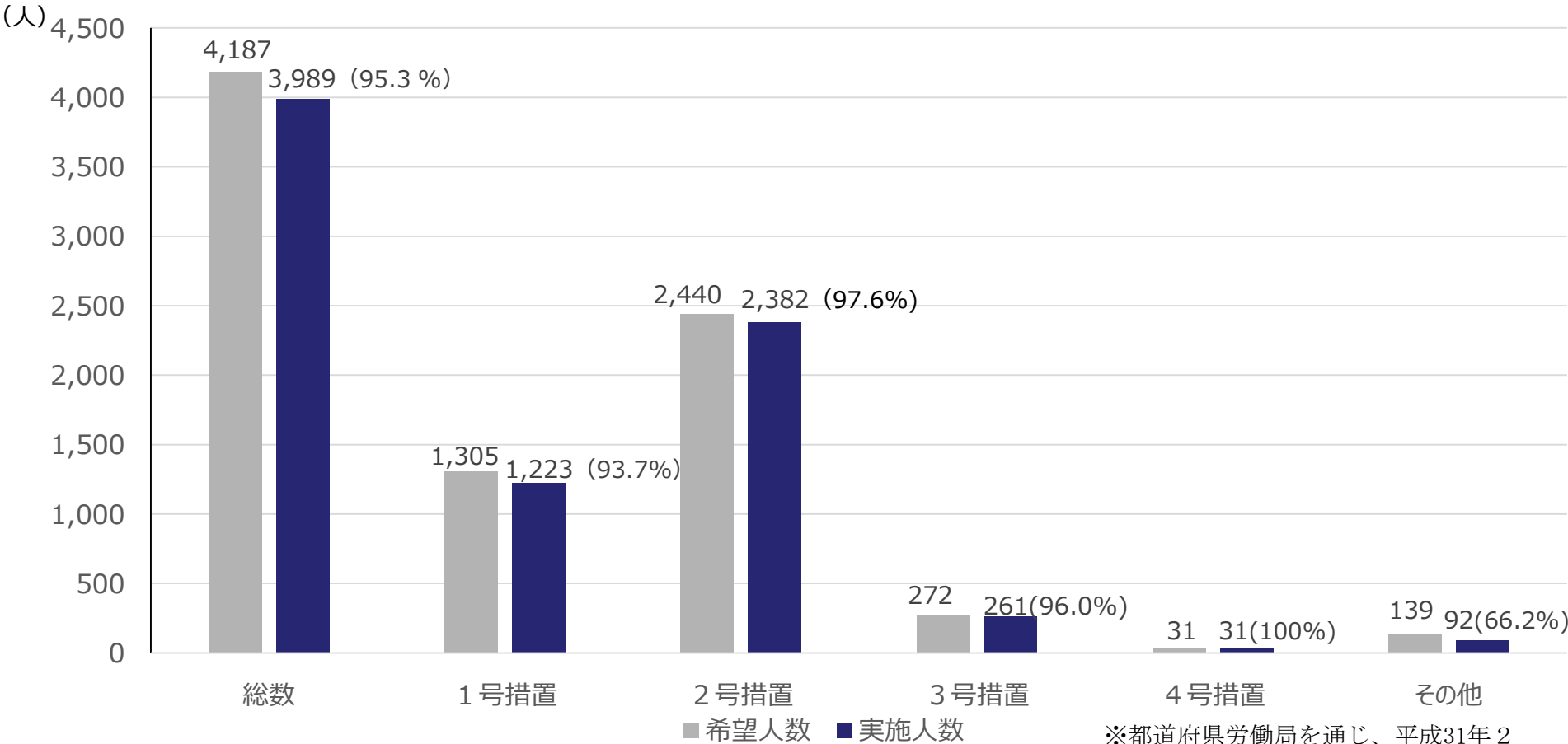


※都道府県労働局を通じ、平成31年2月1日～3月15日に、324派遣元事業所に対し、調査を実施（指導監督の際に、事業所からヒアリング）。

○ 雇用安定措置義務対象者の希望した雇用安定措置とその実施状況

<平成30年12月末日まで>

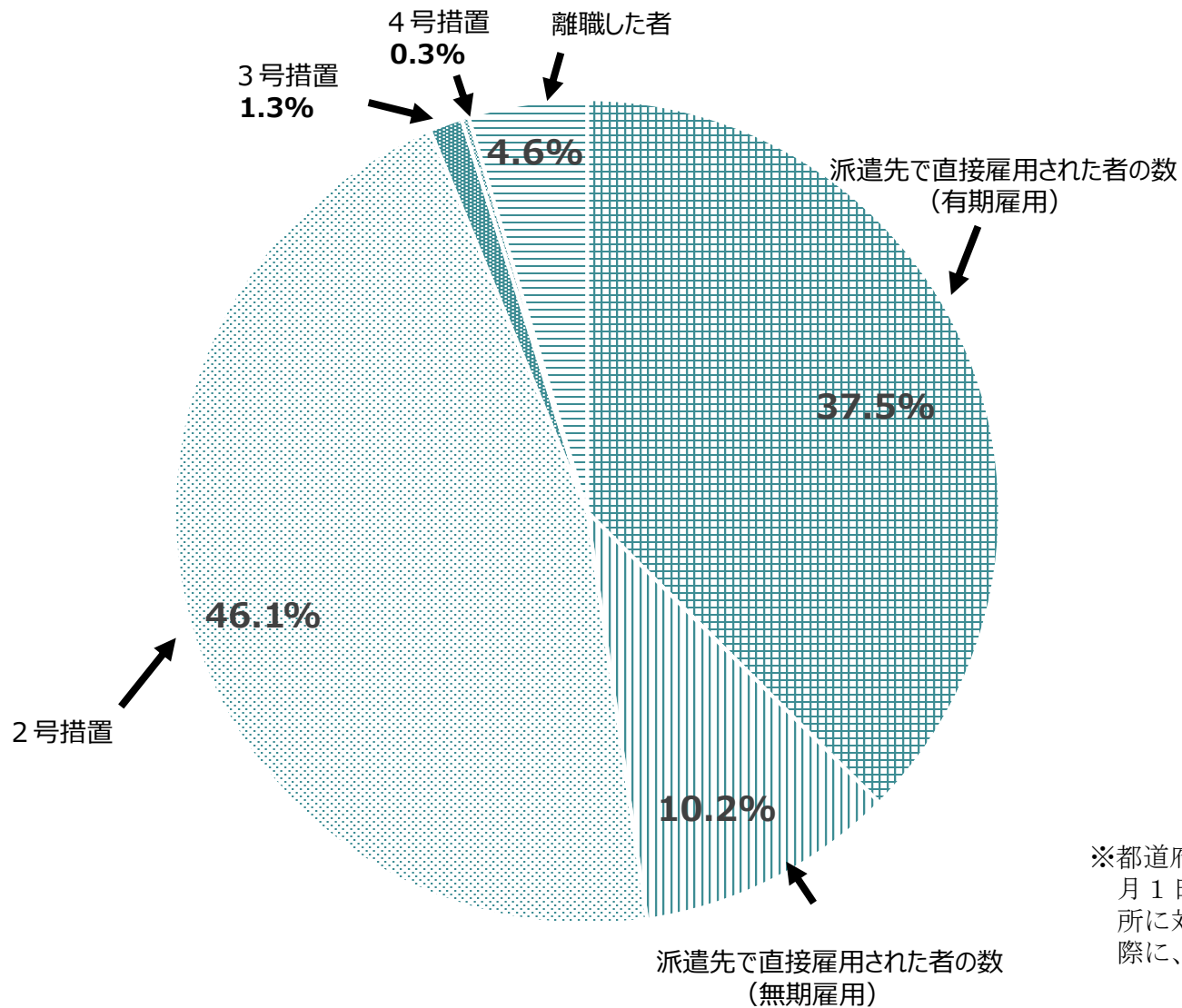
雇用安定措置義務対象者（※）（n=4,187人）が希望した雇用安定措置とその実施状況
（※） 調査対象事業所（324事業所）において、平成30年12月末日までの間に同一の組織単位への継続派遣就業が3年に到達した
有期雇用派遣労働者であって、引き続き就業することを希望したもの



※都道府県労働局を通じ、平成31年2月1日～3月15日に、324派遣元事業所に対し、調査を実施（指導監督の際に、事業所からヒアリング）。

○ 1号措置が実施された者のその後の状況 <平成30年12月末日まで>

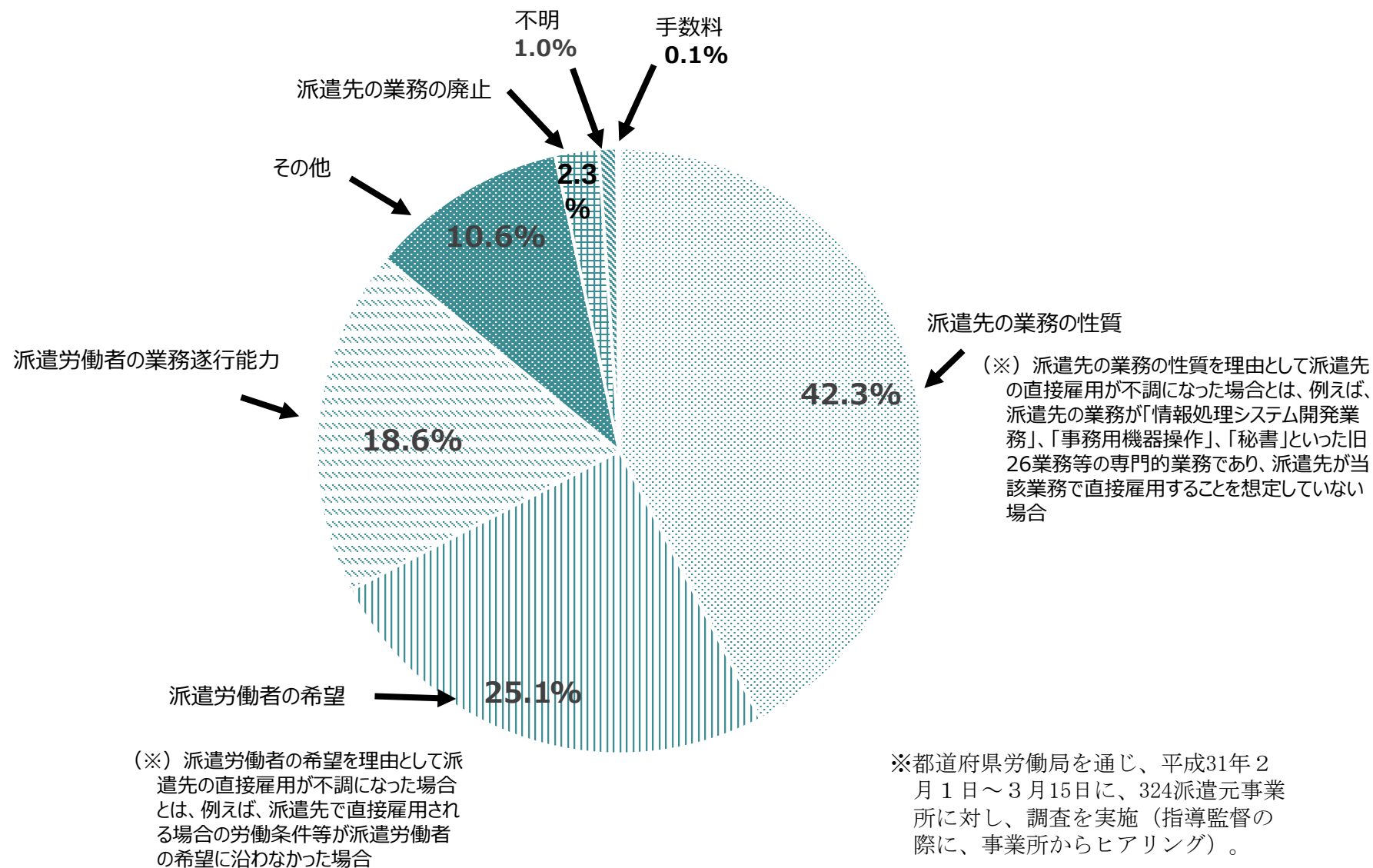
雇用安定措置義務対象者のうち1号措置（派遣先への直接雇用の依頼）が実施された派遣労働者（n=1,401人）のその後の状況



※都道府県労働局を通じ、平成31年2月1日～3月15日に、324派遣元事業所に対し、調査を実施（指導監督の際に、事業所からヒアリング）。

○ 1号措置が不調であった者の不調となった原因 <平成30年12月末日まで>

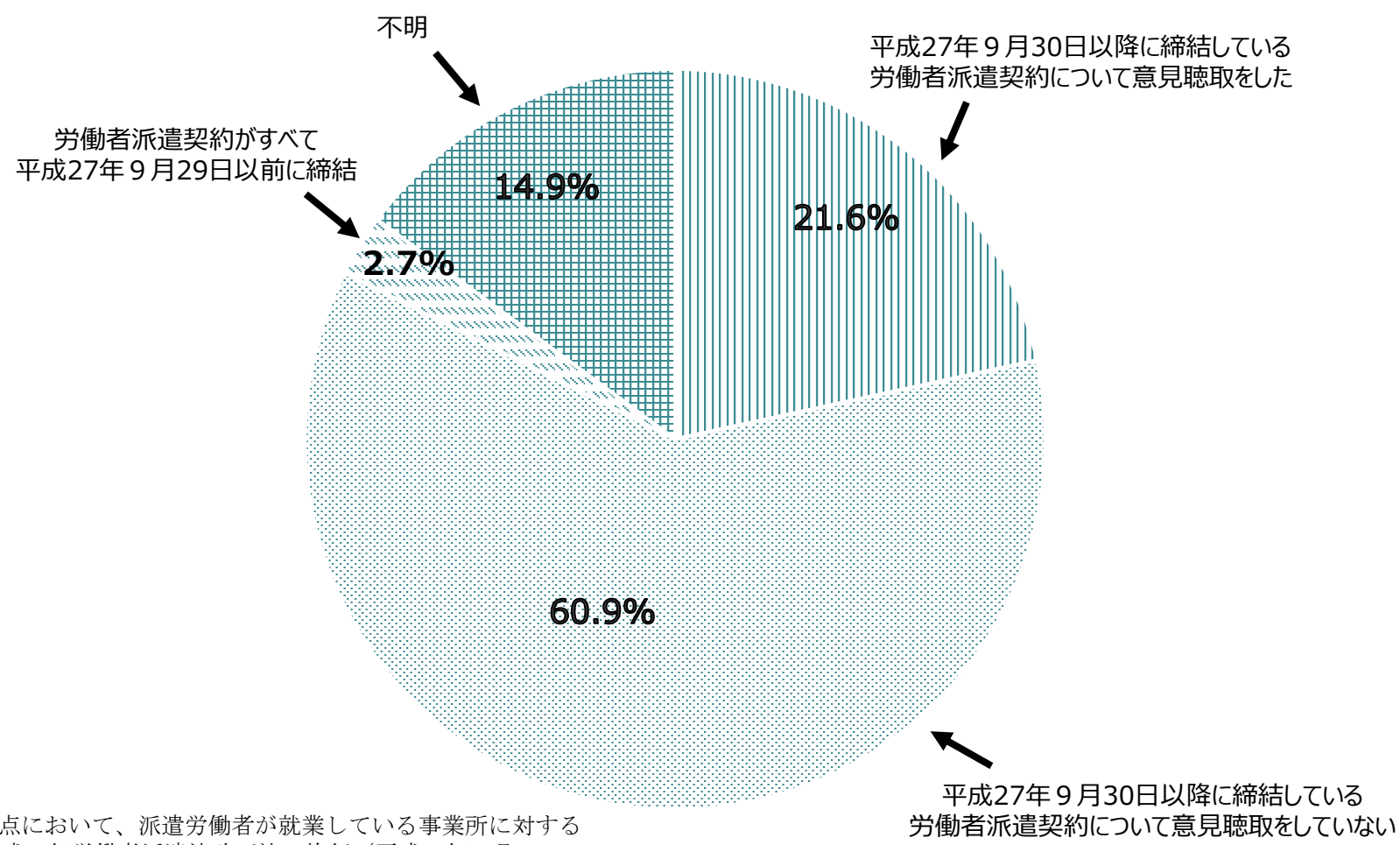
1号措置が不調であった者（派遣先に直接雇用されなかった者）（n=733人）についての不調となった原因



労働者派遣の現状について (派遣受入期間の制限)

○ 過半数労働組合又は過半数代表者からの意見聴取の有無

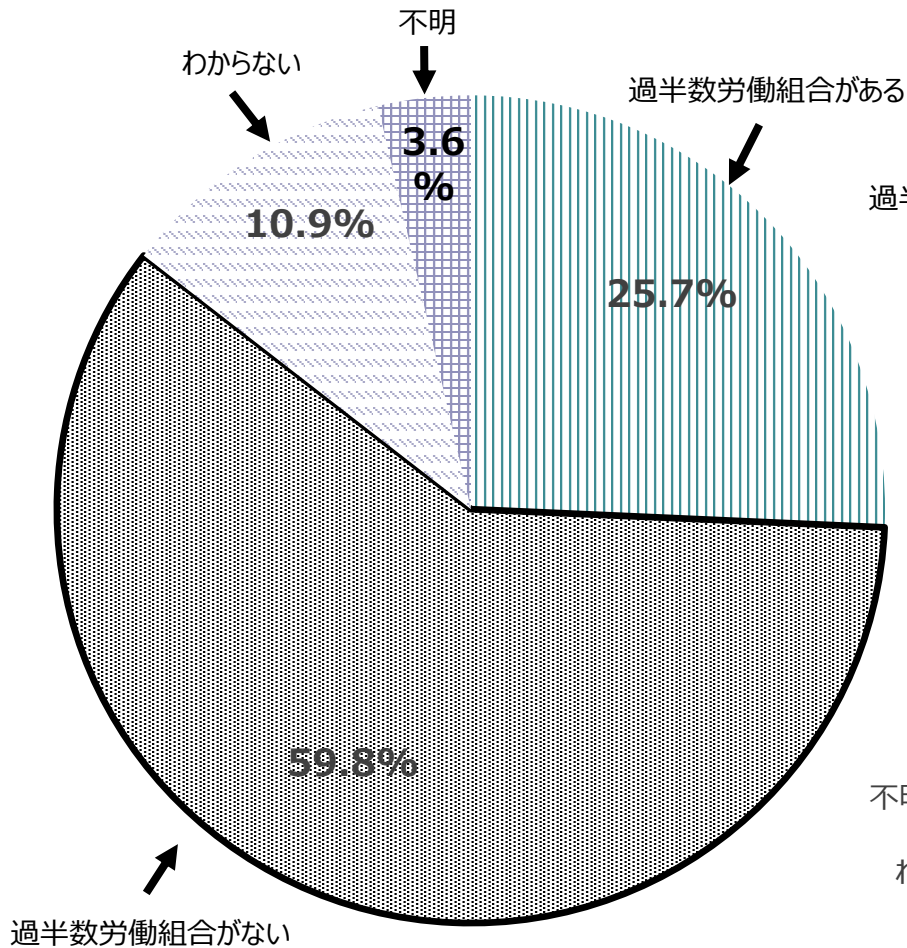
<平成29年10月1日時点>



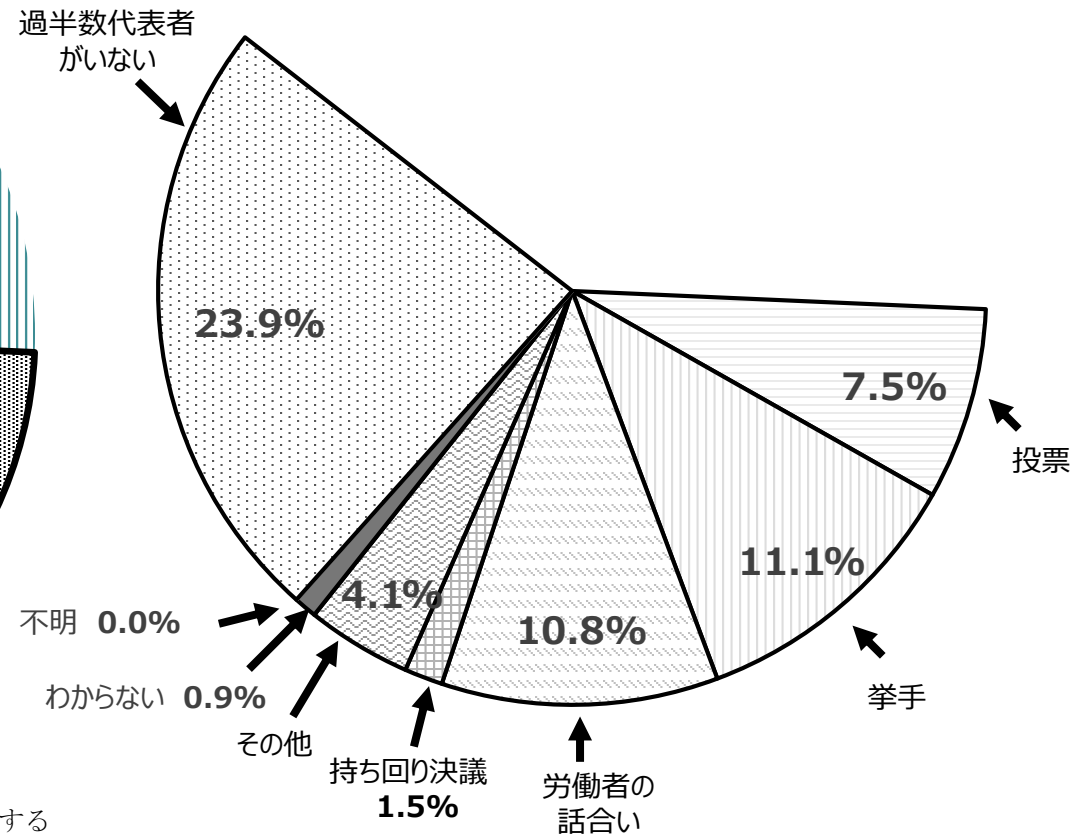
※平成29年10月1日時点において、派遣労働者が就業している事業所に対する「貴事業所では、平成27年労働者派遣法改正法の施行（平成27年9月30日）後に締結された労働者派遣契約について、その派遣可能期間を延長するため、過半数労働組合又は過半数代表者に意見を聴取しましたか。」との質問に対する回答を集計。

○ 過半数労働組合の有無及び過半数代表者の選任状況 <平成29年10月1日時点>

過半数労働組合の有無



過半数労働組合がない場合の過半数代表者の選出方法

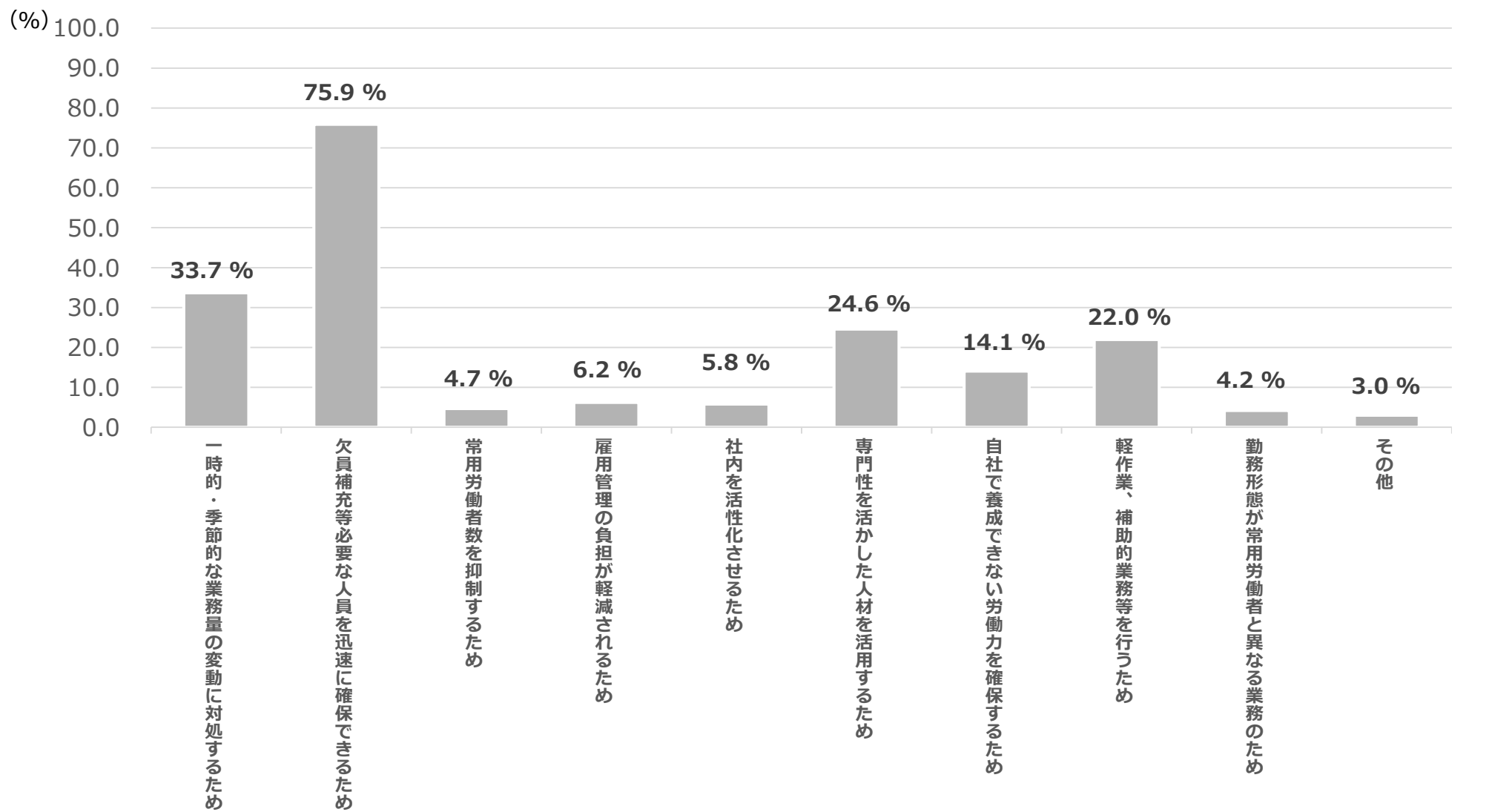


※平成29年10月1日時点において、派遣労働者が就業している事業所に対する「貴事業所には、過半数労働組合はありますか。また、過半数労働組合が無い場合、過半数代表者がいますか。」「（過半数代表者がいる場合）過半数代表者はどのような方法で選出されていますか。」との質問に対する回答を集計。

（資料出所） 厚生労働省「平成29年派遣労働者実態調査の概況（再集計速報版）」表10をもとに作成

○ 派遣可能期間延長が必要な理由

<平成29年10月 1 日時点>



※平成29年10月 1 日時点において、派遣労働者が就業しており、意見聴取をしたと回答した事業所に対する「意見聴取をしたのは、どのような理由で派遣可能期間の延長が必要だったからですか。」との質問に対する回答を集計。

(※) 複数回答可としている。

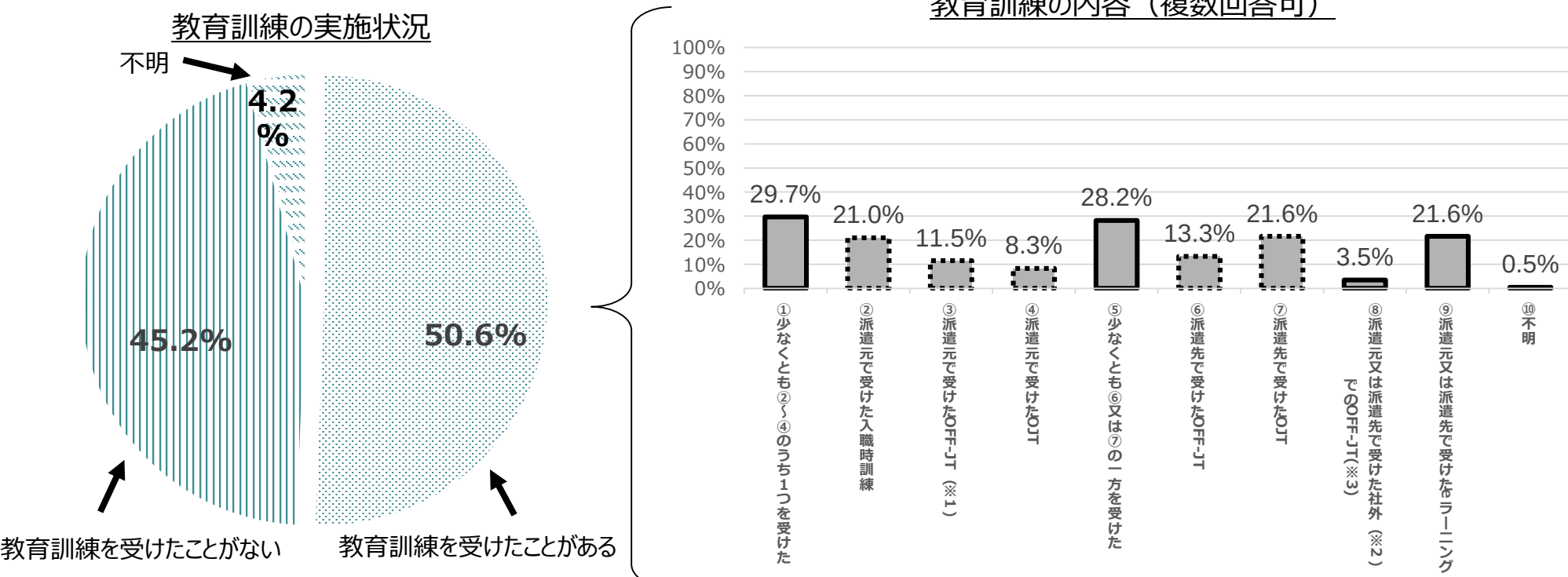
(資料出所) 厚生労働省「平成29 年派遣労働者実態調査の概況 (再集計速報版)」表13をもとに作成

37

労働者派遣の現状について (計画的な教育訓練・相談機会の確保)

○ 教育訓練の受講状況について

1 派遣労働者に対する調査 <平成28年10月～平成29年9月>



2 労働者派遣事業者に対する調査 <平成29年度>

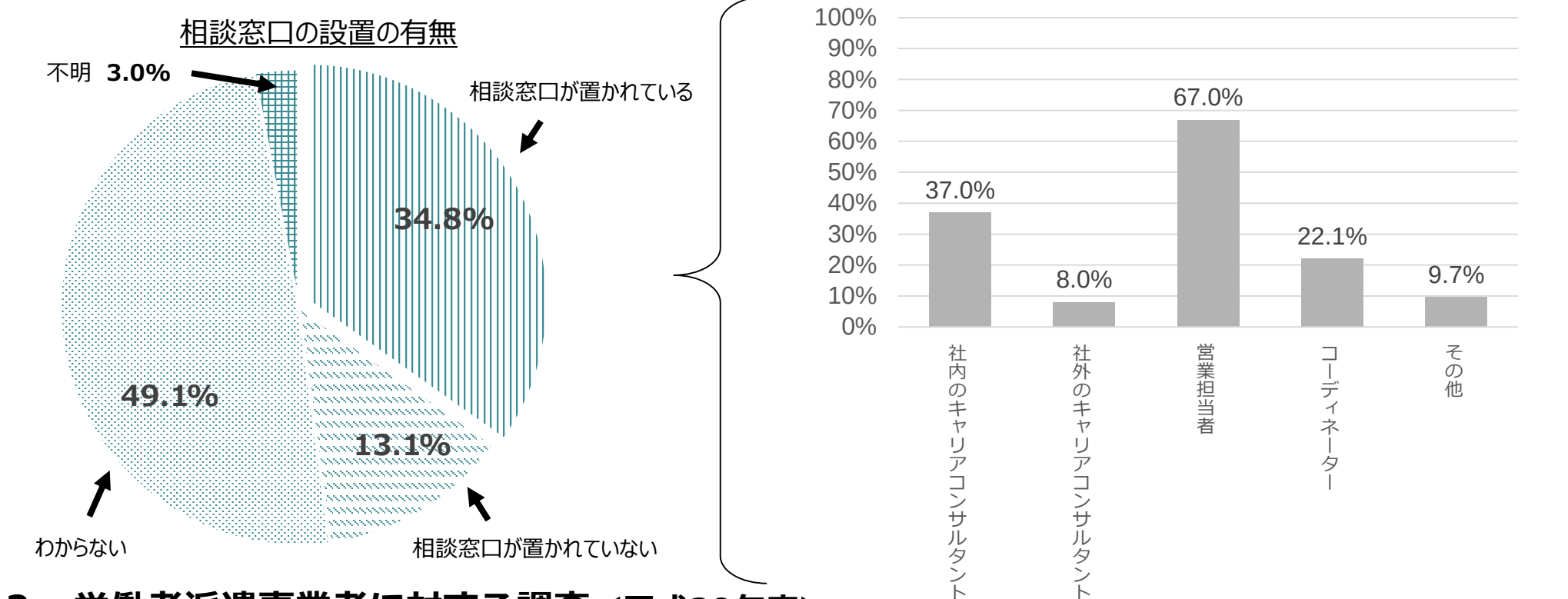
コース延べ件数	(上段) 対象となる派遣労働者（延べ人数）			
	(下段) キャリアアップに資する教育訓練を受講した派遣労働者数（実人数）			
	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目以降
61,777	1,088,641	258,598	146,851	226,658
	649,419	125,733	71,556	120,877

※1 eラーニング及び社外で実施する場合を除く
※2 業界団体や学校、民間の教育機関等
※3 eラーニングを除く

(資料出所) 1 厚生労働省「平成29 年派遣労働者実態調査の概況（再集計速報版）」表42をもとに作成
2 厚生労働省「労働者派遣事業報告書（年度報告）」

○ キャリアコンサルティングの実施状況について

1 派遣労働者に対する調査＜平成29年10月1日時点＞



2 労働者派遣事業者に対する調査＜平成29年度＞

	実施を希望した者の人数	実施した者の人数	
		人数	割合 (%)
合計	359,687	354,961	98.7
うち、無期派遣労働者	129,920	133,521	102.8
うち、有期派遣労働者	229,767	221,440	96.4

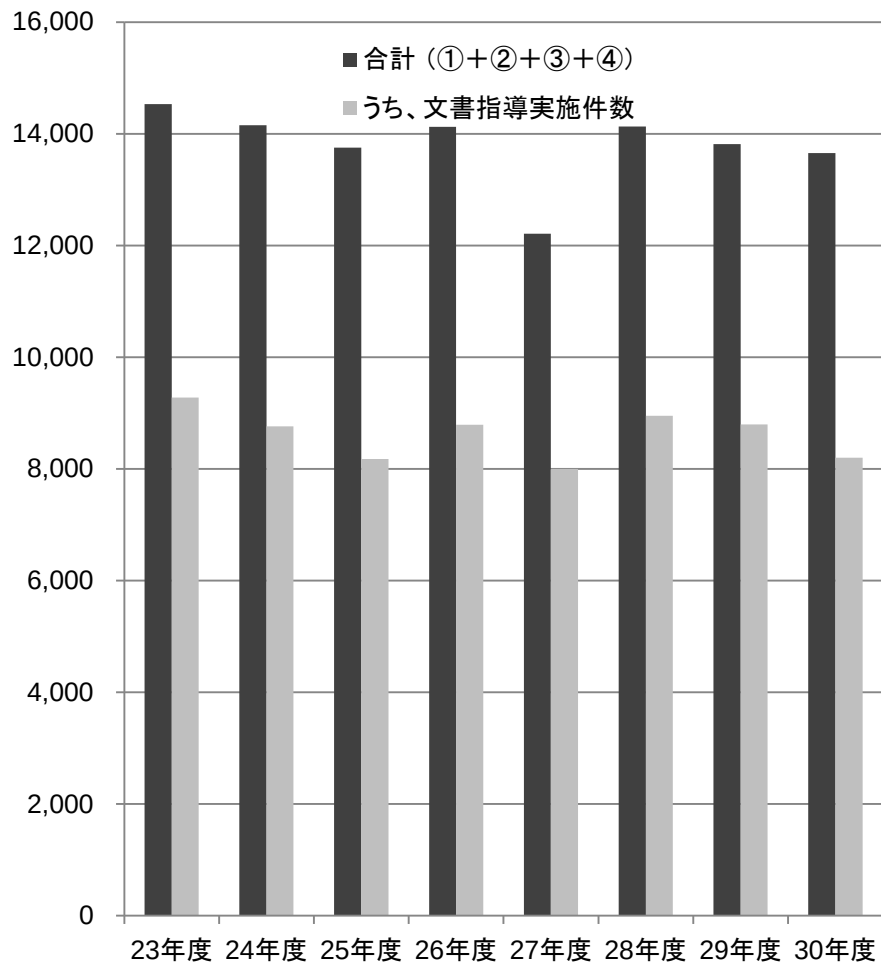
※「割合」とは、「実施を希望した者の人数」に対する「実施した者の人数」の割合

(資料出所) 1 厚生労働省「平成29 年派遣労働者実態調査の概況（再集計速報版）」表43をもとに作成
2 厚生労働省「労働者派遣事業報告書（年度報告）」

労働者派遣の現状について (指導監督の実施状況)

○ 労働者派遣事業に係る指導監督実施件数等について

労働者派遣事業に係る指導監督実施件数



労働者派遣事業に係る指導監督実施件数
(派遣元、派遣先、請負事業者、発注者別)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
① 派遣元事業主指導監督件数	10,045	9,643	9,152	9,353	8,373	9,555	10,091	10,139
うち、文書指導実施件数	6,643	6,114	5,766	6,117	5,732	6,621	6,772	6,120
② 派遣先指導監督件数	2,286	2,185	2,313	2,189	1,751	2,217	1,953	1,784
うち、文書指導実施件数	1,895	1,717	1,668	1,751	1,442	1,668	1,470	1,532
③ 請負事業者指導監督件数	1,386	1,499	1,413	1,542	1,295	1,551	1,125	1,103
うち、文書指導実施件数	397	545	398	542	459	374	325	327
④ 発注者指導監督件数	813	826	876	1,039	794	804	643	631
うち、文書指導実施件数	345	388	344	378	369	290	232	219
合計 (①+②+③+④)	14,530	14,153	13,754	14,123	12,213	14,127	13,812	13,657
うち、文書指導実施件数	9,280	8,764	8,176	8,788	8,002	8,953	8,799	8,198

○ 労働者派遣法 法令内容別違反件数（上位5位） <平成30年度>

（派遣元事業主）

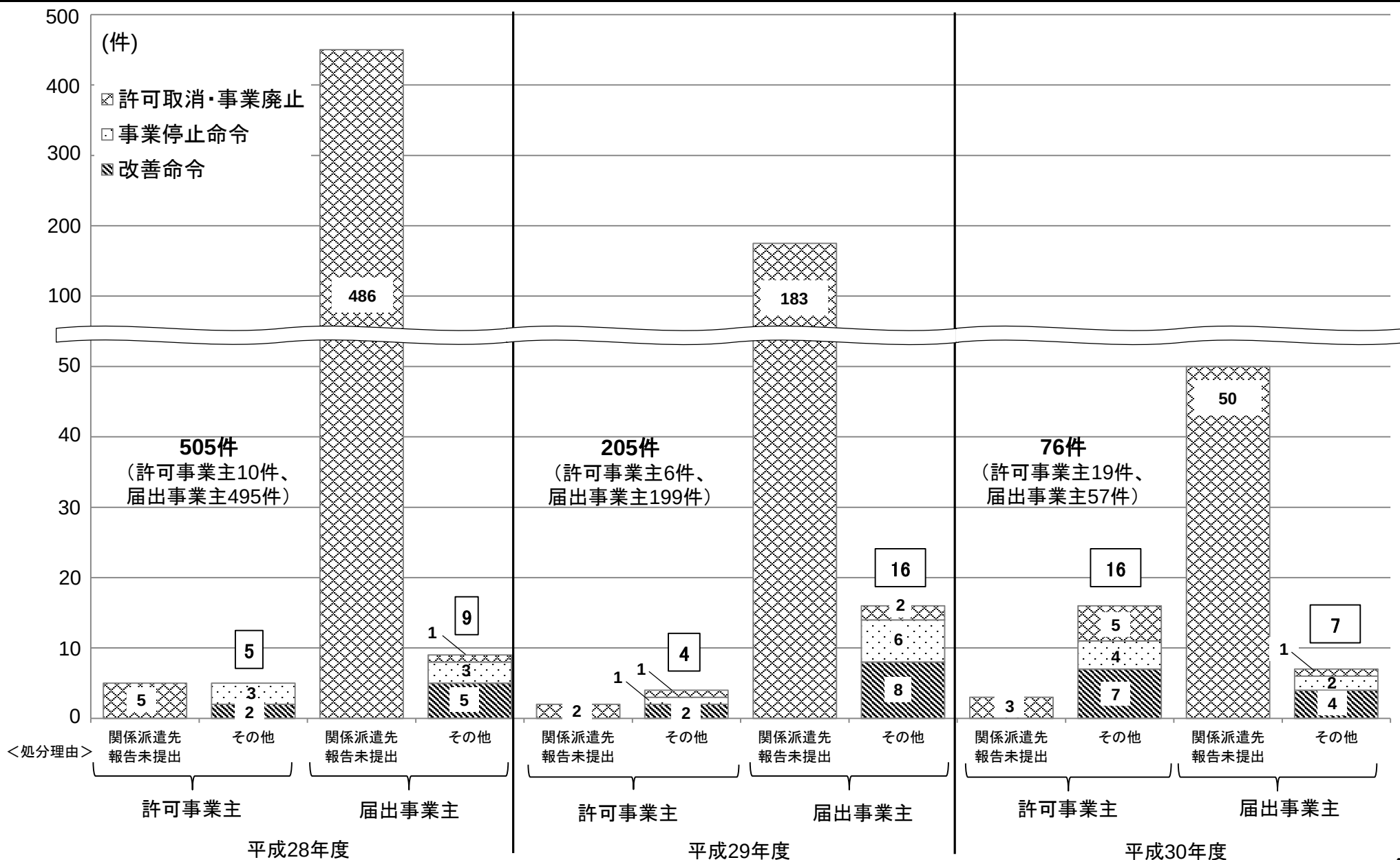
法条項	内 容	件数
法第34条	派遣労働者に対する就業条件等の明示	3,382件
法第37条第1項	派遣元管理台帳	2,876件
法第26条第1項	労働者派遣契約締結の際の記載事項	2,541件
法第35条	派遣先への通知	1,819件
法第23条第1項	事業報告等	1,250件

（派遣先）

法条項	内 容	件数
法第42条	派遣先管理台帳	1,010件
法第26条第1項	労働者派遣契約締結の際の記載事項	615件
法第26条第4項	派遣元事業主に対する抵触日の通知	354件
法第24条の2	派遣元以外の派遣業を行う事業主からの派遣受入禁止	56件
法第40条の2第4項	過半数労働組合への意見聴取	48件

資料出所：厚生労働省職業安定局需給調整事業課調べ（平成30年度）

○ 許可制・（旧）特定別行政処分件数の推移（平成28年度～30年度）



労働者派遣の現状について (派遣先の団体交渉応諾義務)

○ 派遣先の団体交渉応諾義務について（主な裁判例・中労委命令）

<参照条文>

◎ 労働組合法（昭和24年法律第74号）

（不当労働行為）

第七条 使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 （略）

二 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

三・四 （略）

<裁判例・中労委命令>

- ・ 雇用主以外の事業主であっても、雇用主から労働者の派遣を受けて自己の業務に従事させ、その労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて、右事業主は同条の「使用者に当たるものと解するのが相当である。

（朝日放送事件最高裁判決H 7. 2. 28）※労働者派遣法制定前の事案

- ・ 労働者派遣法の原則的な枠組みにおいては、（中略）派遣先事業主は、原則として、労組法7条の使用者には当たらないと解するのが相当である。もっとも、労働者派遣が、前記労働者派遣法の原則的な枠組みによらない場合、例えば、労働者派遣が、前記労働者派遣法の原則的な枠組みを超えて遂行され、派遣先事業主が、派遣労働者の基本的労働条件を現実かつ具体的に支配・決定している場合のほか、派遣先事業主が同法44条ないし47条の2の規定により、使用者とみなされ労基法等による責任を負うこととされている労働時間、休憩、休日等の規定に違反し、かつ部分的とはいえ雇用主と同視できる程度に派遣労働者の基本的な労働条件等を現実的かつ具体的に支配、決定していると認められる場合には、当該決定されている労働条件等に限り、労組法7条の使用者に該当すべきというべきである。

（阪急交通社事件・東京地裁H25. 12. 5）

- ・ 労働者派遣法上の派遣先事業主は、派遣労働者の所属する組合との関係では原則として労組法第7条の使用者には該当しないが、例えば、労働者派遣法の枠組み又は労働者派遣契約で定められた基本的事項を逸脱して労働者派遣が行われている場合や、労働者派遣法上、派遣先事業主に一定の責任や義務が課されている部分等については、労組法第7条の使用者に該当する場合があります。

（ショーワ不当労働行為再審査事件・中労委命令H24. 10. 18）